

第五次吉見町総合振興計画

笑顔でつながる
元気なまち よしみ



埼玉県 吉見町

あいさつ

吉見町長 新 井 保 美



今日、吉見町を取り巻く環境は、厳しい経済状況の中で少子高齢化が進行し町民ニーズは多様化するなど大きく変化し、その中でさまざまな課題に直面しております。こうした状況の変化に的確に対応しながら、町民の意向を十分に踏まえたまちづくりを進めていくことが求められております。

本町では、昭和46年度以来これまで総合振興計画を四次にわたり定め、それぞれの計画に基づいてまちづくりが進められてきました。このたび第四次吉見町総合振興計画が、平成23年3月をもって期間満了となることから、平成23年度から10年間を計画期間とする「第五次吉見町総合振興計画」を策定いたしました。

新たな計画の策定にあたり、各施策の実施状況を確認して町の現状を明らかにし、そのうえで課題の分析を進めてまいりました。本計画では、各事務事業のめざす指標を設定するなど分かりやすい計画づくりを進め、将来像を「笑顔でつながる 元気なまち よしみ」と掲げ、町民一人ひとりが「しあわせ」を実感できるまちづくりの計画といたしました。

本計画の策定にあたり、町議会をはじめ町民アンケート調査やまちづくり懇談会等を通じて、御意見をいただいた多くの皆様、そして慎重な御審議をいただきました総合振興計画審議会委員の皆様に深く感謝し、厚く御礼を申し上げます。

今後、この計画を町の根幹をなす指針として、町民の皆様と行政が協力関係を構築しながら、将来像の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

目次

第1部 はじめに

第1章 総合振興計画策定にあたって	2
1 総合振興計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
第2章 吉見町の概況と地域資源	4
1 まちの概況	4
2 まちの地域資源	5
第3章 社会の変化とまちを取りまく課題	8

第2部 基本構想

基本構想の全体像	12
第1章 まちづくりの基本理念と将来像	13
1 基本理念	13
2 将来像	14
第2章 将来フレーム	15
1 将来人口	15
2 土地利用構想	16
第3章 政策の目標	18
第4章 政策の大綱	20
第5章 計画推進の指針	24



第3部 基本計画

第1章 魅力と活力に満ちた産業のあるまち	27
第1節 魅力ある農業	29
第2節 にぎわいを創る商業・観光	34
第3節 活力のある工業	38
第2章 緑と調和した安全・安心な生活空間のあるまち	43
第1節 うるおいのある生活基盤	45
第2節 まちを支える道路・交通体系	49
第3節 快適な生活環境	54
第4節 支えあう安全・安心体制	59
第3章 健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち	65
第1節 笑顔あふれる地域福祉	67
第2節 健康づくりと地域医療	71
第3節 健やかな子どもの育成	78
第4節 高齢者の安心と生きがい	84
第5節 障がいのある人の安心と自立支援	89
第4章 豊かな心をもち一人ひとりに輝きのあるまち	97
第1節 生きる力を育む学校教育	99
第2節 生涯を通じた学習活動	105
第3節 生涯スポーツとレクリエーション	109
第4節 学校・家庭・地域の連携	113
第5節 地域文化の振興と交流の促進	117
計画推進の指針	123
第1節 人権の尊重と平和の確立	125
第2節 町民活動と連携事業の促進	129
第3節 効率的な行財政運営	135
第4節 広域行政と広域連携	141

資料編

1 吉見町総合振興計画審議会条例	146
2 吉見町総合振興計画審議会委員名簿	147
3 第五次吉見町総合振興計画策定経過	148
4 審議会諮問・答申	151
5 庁議名簿	153
6 第五次吉見町総合振興計画・前期基本計画素案策定プロジェクト・チーム名簿	154

吉見町民憲章

わたくしたちは、みどり豊かな自然に恵まれ、由緒ある歴史と伝統にはぐくまれた吉見町を愛し、より明るく住みよい町をつくるため、町民憲章を定めます。

- 1 自然を守り、環境をととのえ、きれいな町にしよう。
- 1 歴史を愛し、文化を育て、心ゆたかな町にしよう。
- 1 産業を伸ばし、勤労を尊び、活力ある町にしよう。
- 1 人権を尊重し、福祉をすすめ、住みよい町にしよう。
- 1 スポーツを愛し、心身を鍛え、明るい町にしよう。

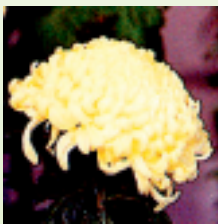
吉見町章



合併した4つの吉見が、首長を中心にしてガッチリ手を組み、どの方向から見ても均衡のとれた安定感をもたせ、四方に突き出た先端は東（E）南（S）西（W）北（N）を意味し、どこまでも生成発展する吉見町のたくましさを象徴しています。

町の花・木・鳥

合併30周年を記念して、町民の方から町の花・木・鳥を募集したところ、数多くの応募がありました。吉見町コミュニティづくり推進協議会において、吉見の歴史や生活とのかかわりをもとに討議し、町の花に『きく』、町の木に『けやき』、町の鳥に『ひばり』を決定しました。その後、議決を経て、正式に制定されました。



町の花



町の木



町の鳥

第1部

はじめに

第 1 章

総合振興計画策定にあたって

1 総合振興計画策定の趣旨

吉見町では、これまで四次にわたる総合振興計画を策定し、それぞれめざすまちの将来像を掲げ、各分野にわたる取り組みを積極的に推進してきました。

近年の少子高齢化の急速な進行と人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、長引く経済の冷え込みなど、社会は大きく変化しています。

吉見町においても、このような時代の大きな転換期に、より一層の自主性・自立性を高め、これらの課題に柔軟かつ的確に対応していくことが求められています。

「第五次総合振興計画」では、これまでの町政の成果を踏まえて、今後10年間のまちづくりのビジョンを描き、吉見の未来を切り拓いていくため、新たなまちづくりの指針となる計画を策定します。

■これまでの総合振興計画

第一次

昭和46～55年度

産業の振興

福祉の増進

環境の整備

教育文化の向上

第二次

昭和56～平成2年度

〈将来像〉

豊かな緑と伝統の上に

より高い生活文化を築く田園都市

第三次

平成3～12年度

〈将来像〉

美しい緑と歴史の回廊

ふるさと吉見

第四次

平成13～22年度

〈将来像〉

みんなで創る、

みどりと笑顔が

あふれるまち

2 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つの計画から構成されます。

■基本構想

「基本構想」は、吉見町のめざすべき将来像を示すとともに、それを実現するための基本的な政策の方向を明らかにするものです。

目標年次は、平成32年度とします。

■基本計画

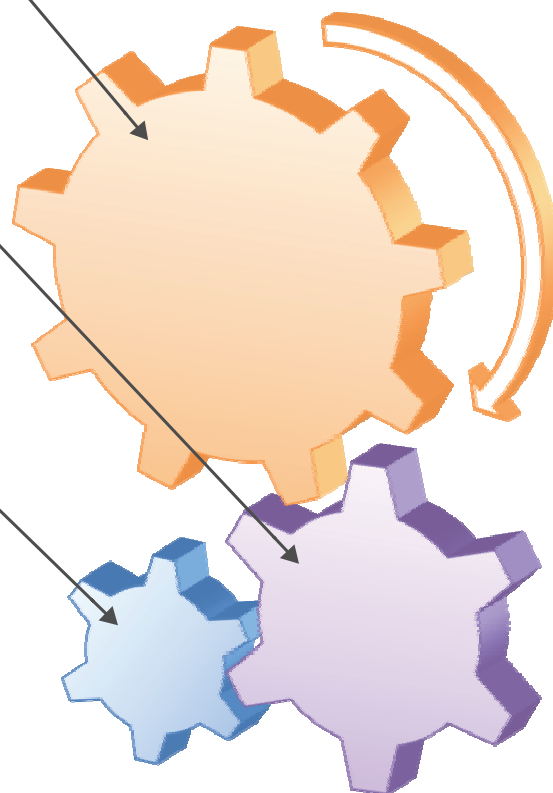
「基本計画」は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に定めたものです。

計画期間は5年間とし、前期基本計画と後期基本計画とします。

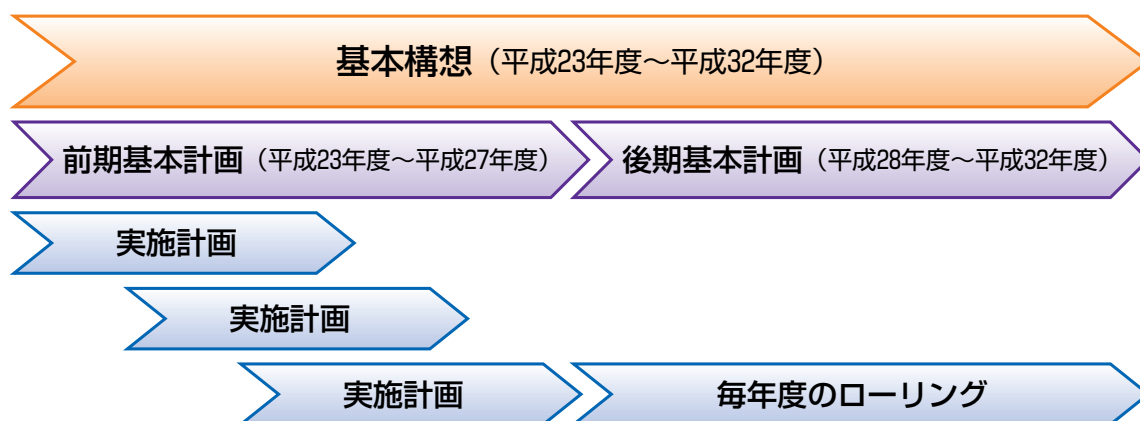
■実施計画

「実施計画」は、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業を体系化した計画であり、これらをもとに毎年度の予算が編成されます。

計画期間は3年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。



計画の期間



第 2 章

吉見町の概況と地域資源

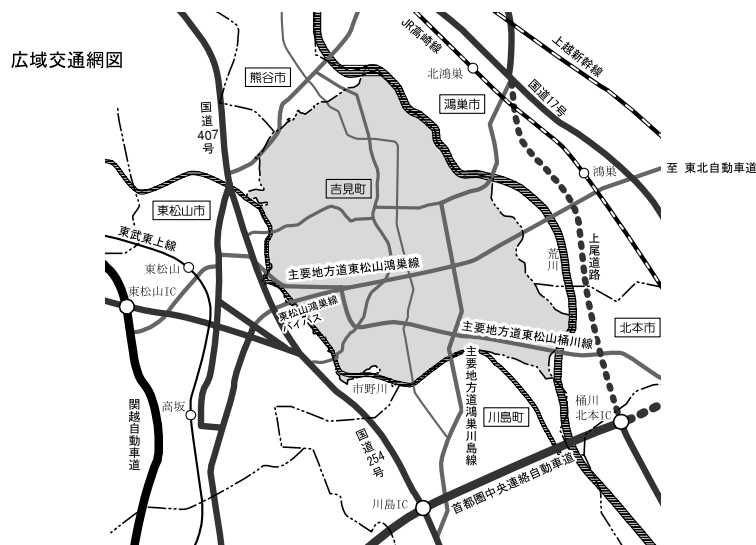
1 まちの概況

(1) まちの位置・地勢

吉見町は、都心から50km圏、埼玉県のほぼ中央に位置します。南部は川島町、西部は東松山市、東部は鴻巣市と北本市、北部は熊谷市に接する東西7km、南北8km、総面積38.63km²の町です。

町の大部分が平野部で、北部から南東部にかけて荒川、西部から南西部にかけて市野川が流れ、肥沃な穀倉地帯が広がっています。また、中央部を東西に通る主要地方道東松山鴻巣線は、国道407号と国道17号を結ぶ幹線道路になっています。

西部の丘陵地一帯は、県立比企丘陵自然公園に指定されており、吉見百穴や八丁湖周辺に点在する黒岩横穴墓群などの古墳時代を代表する史跡や松山城跡など、数多くの文化財が残されています。



(2) まちの沿革

昭和29年に東吉見村、西吉見村、南吉見村、北吉見村の4か村が合併して吉見村が誕生し、昭和47年に町制を施行しました。

昭和45年頃には、大規模工場の誘致や都市計画区域の決定、市街化区域の設定などにより、発展の第一歩を踏み出しました。昭和60年代には、丘陵部の住宅団地や土地区画整理事業の着手により、町の都市化が進みました。平成17年には、「町民会館フレサよしみ」、「道の駅いちごの里よしみ」などがオープンし、町の活性化が図られています。

2 まちの地域資源

吉見町は、多くの歴史・文化を受け継ぎ育んできました。これらを再認識し、これからのまちづくりに活用するため、地域資源としてまとめました。

(1) 豊かな自然と景観

町は、緑あふれる森林とのどかな田園風景が広がり、豊かな自然に恵まれています。八丁湖公園では、親しみのある水辺景観を望むことができ、ふるさと歩道の一部であるさくら堤公園には1.8kmにも及ぶ桜のトンネルがあります。これら町を代表する自然や風景は、ふるさとの良さとして後世に受け継がれています。

(2) 多様な文化財

吉見百穴は、大正12年に国の史跡に指定され、横穴墓内には国指定天然記念物であるヒカリゴケが自生しています。

中世に築かれた松山城の史跡は、平成20年に比企城館跡群のひとつとして国指定の史跡になりました。また、吉見観音の名で親しまれている安楽寺は、坂東11番の札所として多くの参詣者が訪れ、本堂・三重塔などは県の文化財に指定されています。

平成13年には、東山道武蔵路と推定される大規模な古代の道路跡も発見されています。

（３）特産品としてのいちご

いちごの栽培は、昭和30年代の半ばごろから始まり、県内でも有数の生産量を誇り、シーズンには、いちごを買い求める多くの人を訪れます。また、高設栽培を取り入れた観光農園もあり、家族連れの観光客などでにぎわっています。

（４）充実の文化・スポーツ施設

町民会館フレサよしみは、町民の文化活動の拠点として、また、公民館やふれあいセンターは、生涯学習の拠点として大きな役割を果たしています。

スポーツの拠点として、町民体育館、ふれあい広場をはじめ総合運動公園、ゴルフ場などの施設があります。また、フレンドシップ・ハイツよしみは、野外活動のできる宿泊施設として活用されています。



（５）ふれあい交流の拠点とキャラクター

平成17年には、道の駅いちごの里よしみがオープンし、いちごの里物産館や農産物直売所などが整備され、地域産業の活性化、また、ふれあいと交流の拠点として年間100万人を超える人が訪れています。

町の知名度とイメージアップを図るため、キャラクターである「よしみん」を活用し、各種イベントに参加して町のPRに努めています。



第 3 章

社会の変化とまちを取りまく課題

吉見町は、農村地域として発展し、昭和40年代には、都市計画決定がなされ、住宅用地の整備や大規模工場の誘致などを進め、順調に発展してきました。

しかし、少子高齢化の進行や長引く不況など社会環境は大きく変化しています。また、これまでの成長・拡大を基調としたまちづくりからの変革が求められています。

ここでは、社会の変化を展望しつつ、町の現状を認識し、アンケート調査や懇談会などの結果を踏まえて課題を整理しました。

(1) 少子高齢化の進行と定住促進

わが国の総人口は、少子高齢化の進行とともに、平成17年をピークに人口減少の傾向にあります。

町においても、出生数の減少が始まり、近年では、転入者の減少と転出者の増加により、人口は減少傾向が続いています。

また、65歳以上の高齢者は5人に1人程度であり、高齢の夫婦世帯及び一人暮らしの高齢者は急速に増加しています。

このため、定住化の取り組みを行い、若い世代の人口増加につなげるとともに、子どもを生み育てやすい環境づくりが必要です。また、高齢者が元気で安心して暮らせるまちにしていくことが重要です。

(2) 人づくり・地域づくりの充実

地域社会を取りまく環境や個人の価値観の変化などに伴い、地域ニーズの多様化が進み、行政だけでは対応できない課題が生じています。

町においては、町民や地域が主体となり、地域課題の解決に向けた積極的な取り組みが行われ、大きな成果をあげています。

まちづくりにおいて、人や地域が果たす役割の重要性は増しており、今後も町民の自発的な活動を促進するとともに、町を支える人づくりを進めることが重要です。

（３）雇用機会の確保

経済のグローバル化に伴い、製造業の生産拠点が海外に移転するなどの影響を受け、地域経済は厳しい状況にあります。

働く場の確保は、町民の定住化を進めるためにも重要であり、雇用の創出は大きな課題となっています。

新たな雇用の創出のため、企業立地に向けた環境整備を進めるとともに、既存企業の事業の円滑化を支援するなど、商工業の振興に向けた取り組みが必要です。

（４）まちの拠点の活用と商業振興

道の駅いちごの里よしみは、町の産業拠点であるとともに、多くの人が訪れる交流の場としての役割を果たしています。

将来の町の発展に向け、この産業拠点を活用し、商業やサービス業などの機能をあわせ、さらなる利便性の向上と魅力あふれる拠点にしていく必要があります。

また、地域に根ざす商店は、地域住民の交流の場になるなど、まちづくりにおいても大きな役割を果たしています。高齢者が増加するなか、身近な地域で安心して買い物のできる環境づくりが重要となっています。

（５）農業後継者の確保とブランドの確立

農産物価格の低迷や産地間競争の激化など、農業を取りまく環境は厳しさを増していますが、一方で食の安全や地産地消などが注目されています。

町の農業においても、担い手の高齢化や減少に伴い、農家数や経営耕地面積は減少傾向が続いています。

他産地との差別化をし、農産物をブランドとして確立することが重要となっています。いちごのブランド価値をさらに高めるとともに、新たな特産品の開発や商業との連携を進めることが重要です。

また、後継者の育成や耕作放棄地の解消などに取り組み、持続的に発展できる農業をめざしていく必要があります。

(6) 環境との調和

地球温暖化や異常気象などにより、環境問題が深刻化しつつあります。

この原因の一つでもある二酸化炭素の排出について、私たちも生活に伴う排出を抑えた低炭素社会の構築が求められるとともに、資源循環型社会を確立するため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などを推進していくことが必要となっています。

また、緑や水辺空間を保全するとともに、河川や水路の水質改善など自然環境に配慮した地域づくりが重要となっています。

(7) 安全・安心なコミュニティの構築

核家族化の進行により、地域のコミュニティ意識が希薄化しつつあるなか、町民を取りまく社会問題や災害などの緊急時に、地域で支えあう体制づくりが求められています。

地域で安全・安心に暮らせるよう、ともに助け合いながら、子どもや高齢者の見守りなどができるまちづくりが重要です。

第2部

基本構想

基本構想の全体像

基本理念

まちづくりにおけるすべての取り組みにおいて
「笑顔」「調和」「安全・安心」
を基本的な考え方として、町民一人ひとりの願いである
「しあわせ」
を実感できるまちづくりをめざします。

将来像

笑顔でつながる 元気なまち よしみ

政策の目標

1

魅力と活力に
満ちた産業のあるまち

2

緑と調和した安全・安心な
生活空間のあるまち

3

健やかで笑顔あふれる
ぬくもりのあるまち

4

豊かな心を持ち
一人ひとりに
輝きのあるまち

政策の大綱

- 1 魅力ある農業
- 2 にぎわいを創る商業・観光
- 3 活力のある工業

- 1 うるおいのある生活基盤
- 2 まちを支える道路・交通体系
- 3 快適な生活環境
- 4 支えあう安全・安心体制

- 1 笑顔あふれる地域福祉
- 2 健康づくりと地域医療
- 3 健やかな子どもの育成
- 4 高齢者の安心と生きがい
- 5 障がいのある人の安心と自立支援

- 1 生きる力を育む学校教育
- 2 生涯を通じた学習活動
- 3 生涯スポーツとレクリエーション
- 4 学校・家庭・地域の連携
- 5 地域文化の振興と交流の促進

計画推進の指針

- 1 人権の尊重と平和の確立
- 2 町民活動と連携事業の促進
- 3 効率的な行財政運営
- 4 広域行政と広域連携

第 1 章

まちづくりの基本理念と将来像

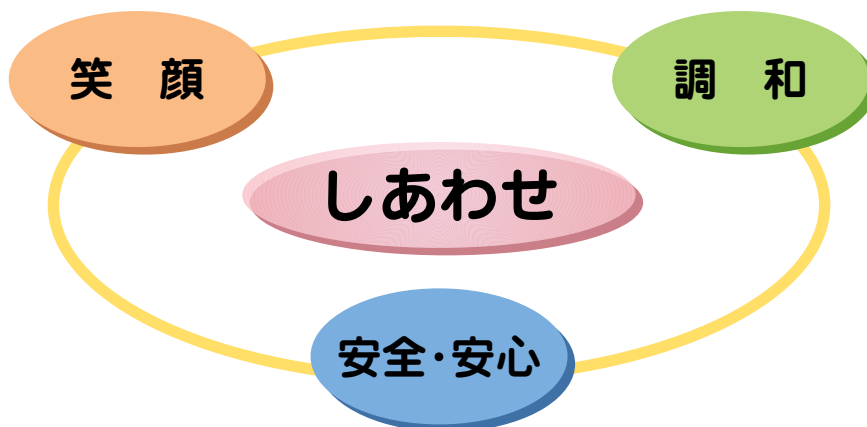
1 基本理念

町民と行政がめざすべき将来像の実現に向け、共通の認識を持ち、一体となってまちづくりを進めていくことが大切です。

第五次総合振興計画では、吉見町民憲章の基本理念を踏まえ、今後10年間のまちづくりにおける基本姿勢であり、町民と行政が共有する基本的な考え方として、基本理念を次のように定めます。

基本理念

まちづくりにおけるすべての取り組みにおいて
「笑顔」「調和」「安全・安心」
を基本的な考え方として、町民一人ひとりの願いである
「しあわせ」
を実感できるまちづくりをめざします。



- ◆ **笑 顔**……「しあわせ」を形づくる一つの要素であるとともに、「しあわせ」のバロメーターとなります。
- ◆ **調 和**……人、自然、産業、地域など、まちのさまざまな「調和」が「しあわせ」を育みます。
- ◆ **安全・安心**……町民一人ひとりの生命、財産、健康を守ることが、「しあわせ」を実感できるまちの基盤となります。

2 将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、将来像を次のように定めます。

将 来 像

笑顔でつながる 元気なまち よしみ

「笑顔でつながる」は、地域でのふれあい・助け合いや、町民と行政の連携・協働、そして町外への情報発信などさまざまな交流を表します。

「元気なまち」は、働く場や活躍の場があり、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、生きがいを持って暮らす活力にあふれた状態を表します。

吉見町は、みんなに笑顔があふれ、人、もの、情報がつながる、
活気に満ちた元気なまちをめざします。



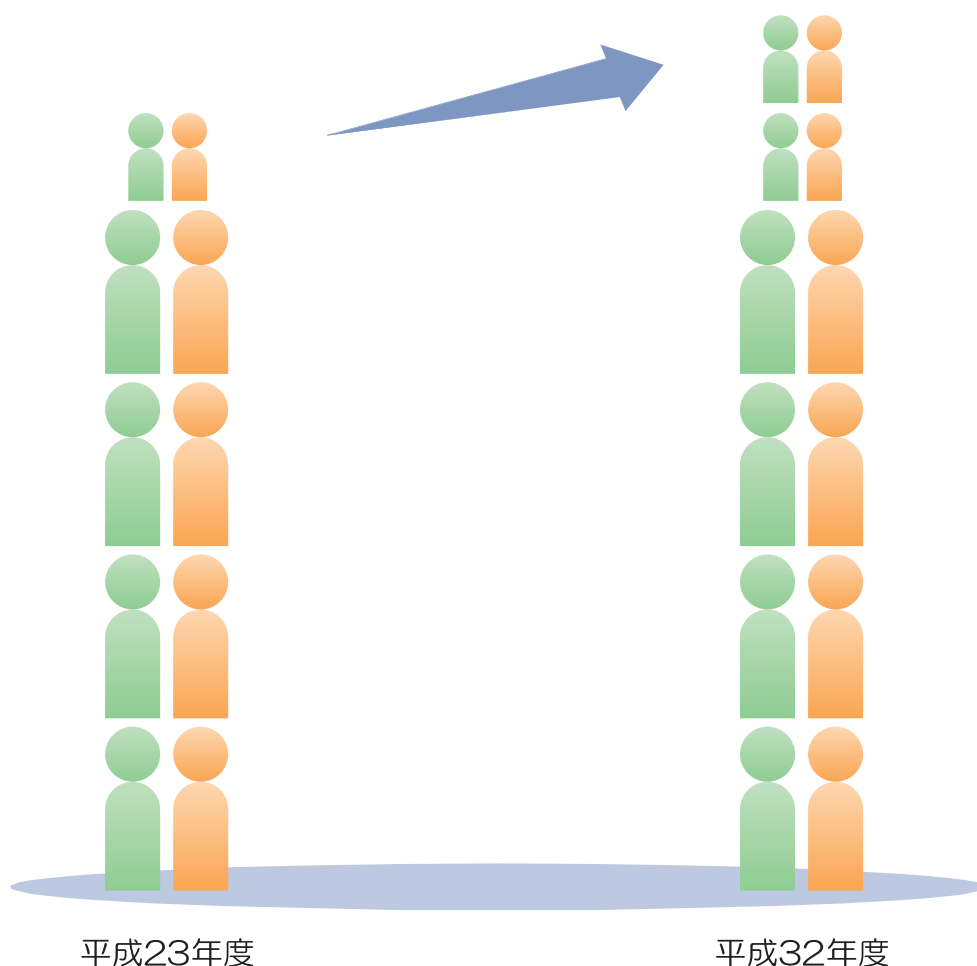
第 2 章

将来フレーム

1 将来人口

吉見町の魅力ある資源をいかしたまちづくりを進め、快適な生活環境の整備や子どもを
生み育てやすい環境づくりなど、定住化の推進により、平成32年度（2020年）における人
口を、22,000人と設定します。

将来人口 22,000人



2 土地利用構想

土地利用は、まちづくりの基礎であり、町の地域資源を道路ネットワークでつなぎ、景観に配慮した計画的で秩序のあるまちづくりを推進します。

(1) 産業交流拠点

まちの中心部にある魅力とにぎわいのある産業拠点を、商業・観光業との連携により、町民と来訪者の交流の拠点として拡充します。

また、道路整備とあわせ新市街地の形成を検討します。

(2) 文化・まちおこし拠点

史跡を訪れたり、イベントに集う人々の交流を図り、まちの芸術文化の継承と発展の中心となるよう文化・まちおこしの拠点とします。

(3) 住居系ゾーン

快適な居住環境の整備を図るため、市街化区域は良好な住環境を備えた市街地形成に努めます。丘陵部の住宅団地は、適正な宅地化への誘導とともに住環境の改善に努めます。

(4) 農業系ゾーン

農業の振興を図るため、農用地の保全と有効活用に努めます。また、農道や用排水路を整備し、美しい田園景観の保護と創出に努めます。

(5) 工業系ゾーン

工業・物流業の振興を図るため、工業用地の整備を企業立地とあわせて促進します。また、交通基盤と用排水の整備を進めます。

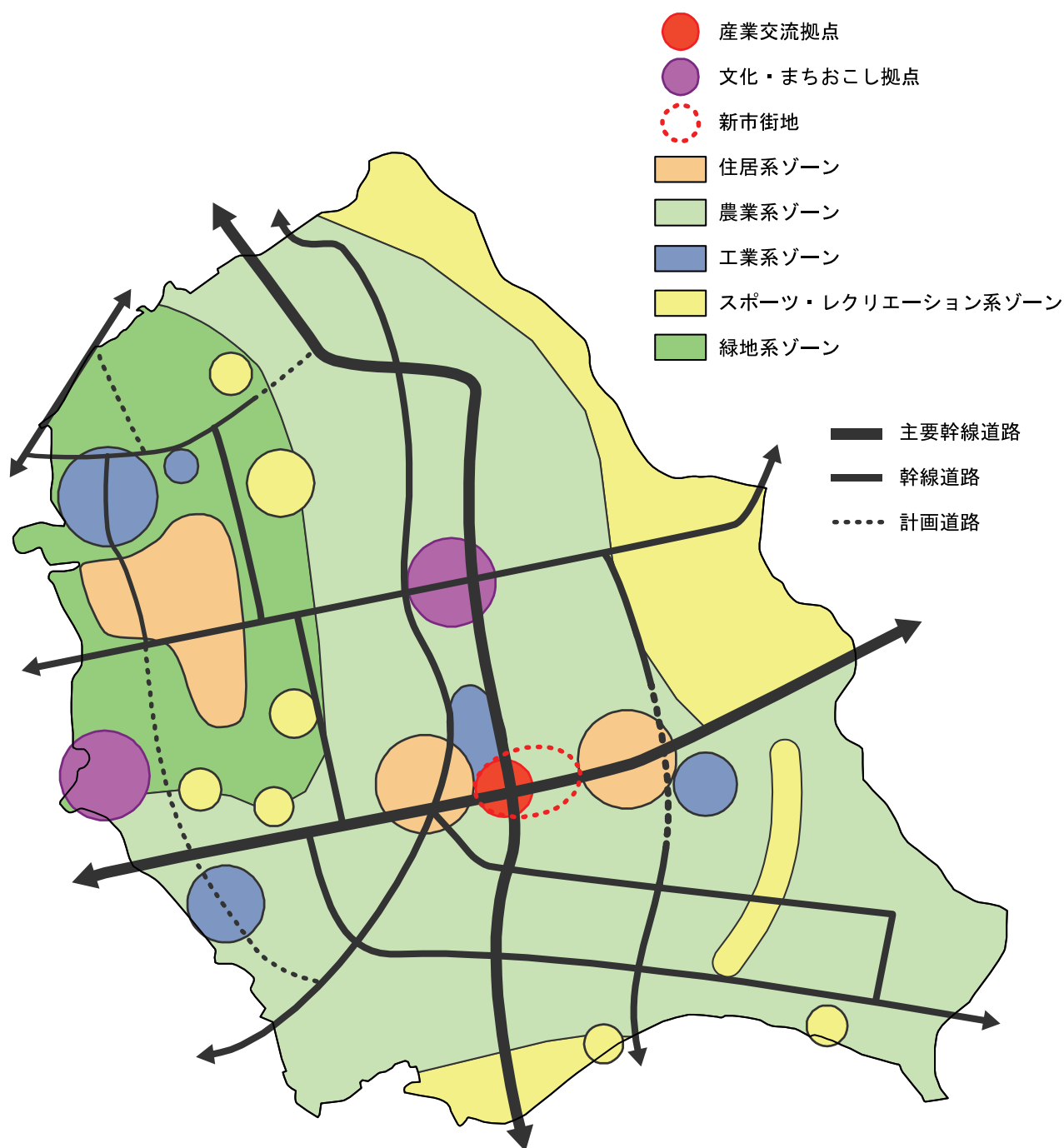
(6) スポーツ・レクリエーション系ゾーン

八丁湖公園、吉見総合運動公園やサイクリングロードなど、スポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう整備を図ります。

(7) 緑地系ゾーン

丘陵部は、文化財や自然の宝庫であることから、みどりの保全に努めます。

土地利用構想図



第 3 章

政策の目標

まちの将来像を実現するため、各分野の目標となる 4 つの「政策の目標」を次のように定めます。

1. 魅力と活力に満ちた産業のあるまち

地域資源と特性をいかした産業の振興や産業間の交流・連携を進め、企業立地を促進し、力強い地域産業を育成するとともに、働きやすい環境を整備し、「魅力と活力に満ちた産業のあるまち」をめざします。

2. 緑と調和した安全・安心な生活空間のあるまち

緑豊かな自然環境をいかしながら、町民が安全で安心して暮らせる快適な住環境や生活基盤を整備するとともに、ゆとりと活力をもたらす市街地形成を進め、「緑と調和した安全・安心な生活空間のあるまち」をめざします。

3. 健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち

一人ひとりが健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりの推進や保健・医療・介護・福祉を充実させるとともに、子どもや高齢者などを地域全体で支えあう仕組みづくりを進め、「健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち」をめざします。

4. 豊かな心を持ち一人ひとりに輝きのあるまち

子どもたちがふるさとを愛し、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携した教育環境づくりを進めるとともに、誰もが自主的に学習・スポーツ・ボランティアに取り組める環境を整備し、「豊かな心を持ち一人ひとりに輝きのあるまち」をめざします。

第 4 章

政策の大綱

「政策の目標」を達成するため、各政策の方向性を示し、「政策の大綱」を次のように定めます。

1. 魅力と活力に満ちた産業のあるまち

(1) 魅力ある農業

新鮮で安心な農産物の産地としてイメージアップを図るとともに、地産地消の拡大と体験型農園の整備など、新たな取り組みを推進します。

また、担い手の育成や営農体制の確立を支援するとともに、基盤を整備し農地の有効活用を進め、農業の振興を図ります。

(2) にぎわいを創る商業・観光

産業交流拠点に新たな商業機能をあわせ、にぎわいの場を創ります。

また、吉見らしい特色ある商業の振興を図ります。

既存の観光資源の魅力をさらに高めるとともに、新たに地域資源と連携した観光の振興を図ります。

(3) 活力のある工業

新たな工業団地の整備を行い、広域交通網をいかした製造業や流通加工業などを中心に企業誘致を積極的に進めます。

また、既存企業の事業拡大や経営基盤の強化を支援するとともに、雇用の拡大・安定を促進します。

2. 緑と調和した安全・安心な生活空間のあるまち

(1) うるおいのある生活基盤

豊かな自然と調和したうるおいとゆとりのある環境づくりを計画的に推進し、生活基盤の充実を図ります。

また、良好な住環境を備えた市街地形成を促進するとともに、適正な開発を誘導し住環境の改善に努めます。

(2) まちを支える道路・交通体系

安全で快適な道路環境と効率性の高いネットワークの整備に努めます。

また、交通弱者などが利用しやすい公共交通環境の整備を促進します。

(3) 快適な生活環境

町全体で、ごみの減量化に向け、再使用、再生利用などによる循環型社会の形成を促進します。

また、生活環境を守るための啓発・指導に努めるとともに、雨水や汚水の適正な処理を推進します。

(4) 支えあう安全・安心体制

消防・防災体制の整備を進めるとともに、交通事故や犯罪のない社会の実現をめざし、町ぐるみの交通安全・防犯活動に取り組みます。

また、消費者の保護に努め、安全・安心体制の強化を図ります。

3. 健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち

(1) 笑顔あふれる地域福祉

すべての町民が、安心して暮らせるよう助けあい活動を支援するとともに、福祉意識の醸成に努めます。

(2) 健康づくりと地域医療

町民一人ひとりが健康な生活習慣を身につけ、充実した生活を送るため、健康づくりを支援するとともに、保健サービスの拡充と医療保険制度の適切な運営を推進します。

また、広域的な連携による救急医療体制の充実に努めます。

(3) 健やかな子どもの育成

安心して子どもを生み育てることができ、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。

また、心身の健やかな成長を見守り、子育てを地域全体で支える体制づくりを促進します。

(4) 高齢者の安心と生きがい

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、生活状況や心身の状態に応じたケア体制の充実と質の向上に努めます。

また、高齢者がこれまで培った経験や知識を地域の中でいかすことができる環境の整備を図ります。

(5) 障がいのある人の安心と自立支援

障がいのある人が自分らしく充実した人生を過ごすことができる環境づくりを支援します。

また、障がいの特性に応じて、各ライフステージにあわせた支援を行うとともに、地域での生活を支えるサービスと相談体制の充実に努めます。

4. 豊かな心をもち一人ひとりに輝きのあるまち

(1) 生きる力を育む学校教育

社会の変化に対応できるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を備えた子どもの育成を推進します。

また、郷土を愛する心を育み、創意と工夫に満ちた特色のある教育活動を推進します。

(2) 生涯を通じた学習活動

心豊かで充実した人生を送れるよう、いつでも、どこでも、だれもが学べる学習機会の充実や情報提供などの取り組みを推進します。

(3) 生涯スポーツとレクリエーション

すべての町民が生涯にわたって、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、施設をいかした機会の提供に努め、生涯スポーツとレクリエーションの振興を図ります。

(4) 学校・家庭・地域の連携

子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を理解し、手を携えて青少年の健全育成に努めます。

また、学校を核として、地域全体の結びつきを強め、家庭と地域の教育力を向上させるための活動を支援します。

(5) 地域文化の振興と交流の促進

町民が優れた芸術に接する機会の拡充と文化団体の育成を支援するとともに、新たな文化の創造に努めます。さらに文化財を保存し、個性豊かな地域文化の継承に努めます。

また、国際社会への理解を深め、国内外の交流を促進します。

第 5 章

計画推進の指針

「政策の大綱」に基づき、政策を進めていくにあたり、町民と行政によるまちづくりの視点を次のように定めます。

1 人権の尊重と平和の確立

町民一人ひとりの人権を尊重し、年齢、性別、国籍などに拘らず、だれもが能力と個性を発揮できる社会の実現をめざします。

また、平和意識を高めるための啓発に努めます。

2 町民活動と連携事業の促進

地域コミュニティ活動を支援し、町民と行政がお互いの役割を果たしながら、連携・協働によるまちづくりを進めます。

3 効率的な行財政運営

社会の変化に対応するため、簡素で効率的な行政運営を進めます。

また、安定した財政基盤を確立するため、自主財源の確保と事業の見直しを行い、財政運営の強化に取り組みます。

4 広域行政と広域連携

行政運営の効率化と共通の課題解決をめざし、近隣市町村との連携・拡充を図ります。

また、広域化する町民の生活や地域の経済活動に対応するため、町民ニーズの視点に立った広域連携を推進します。

第3部

基本計画

第1章
魅力と活力に満ちた
産業のあるまち

第1節 魅力ある農業

第2節 にぎわいを創る商業・観光

第3節 活力のある工業

第2章
緑と調和した
安全・安心な
生活空間のあるまち

第1節 うるおいのある生活基盤

第2節 まちを支える道路・交通体系

第3節 快適な生活環境

第4節 支えあう安全・安心体制

第3章
健やかで
笑顔あふれる
ぬくもりのあるまち

第1節 笑顔あふれる地域福祉

第2節 健康づくりと地域医療

第3節 健やかな子どもの育成

第4節 高齢者の安心と生きがい

第5節 障がいのある人の安心と自立支援

第4章
豊かな心を持ち
一人ひとりに
輝きのあるまち

第1節 生きる力を育む学校教育

第2節 生涯を通じた学習活動

第3節 生涯スポーツとレクリエーション

第4節 学校・家庭・地域の連携

第5節 地域文化の振興と交流の促進

計画推進の指針

第1節 人権の尊重と平和の確立

第2節 町民活動と連携事業の促進

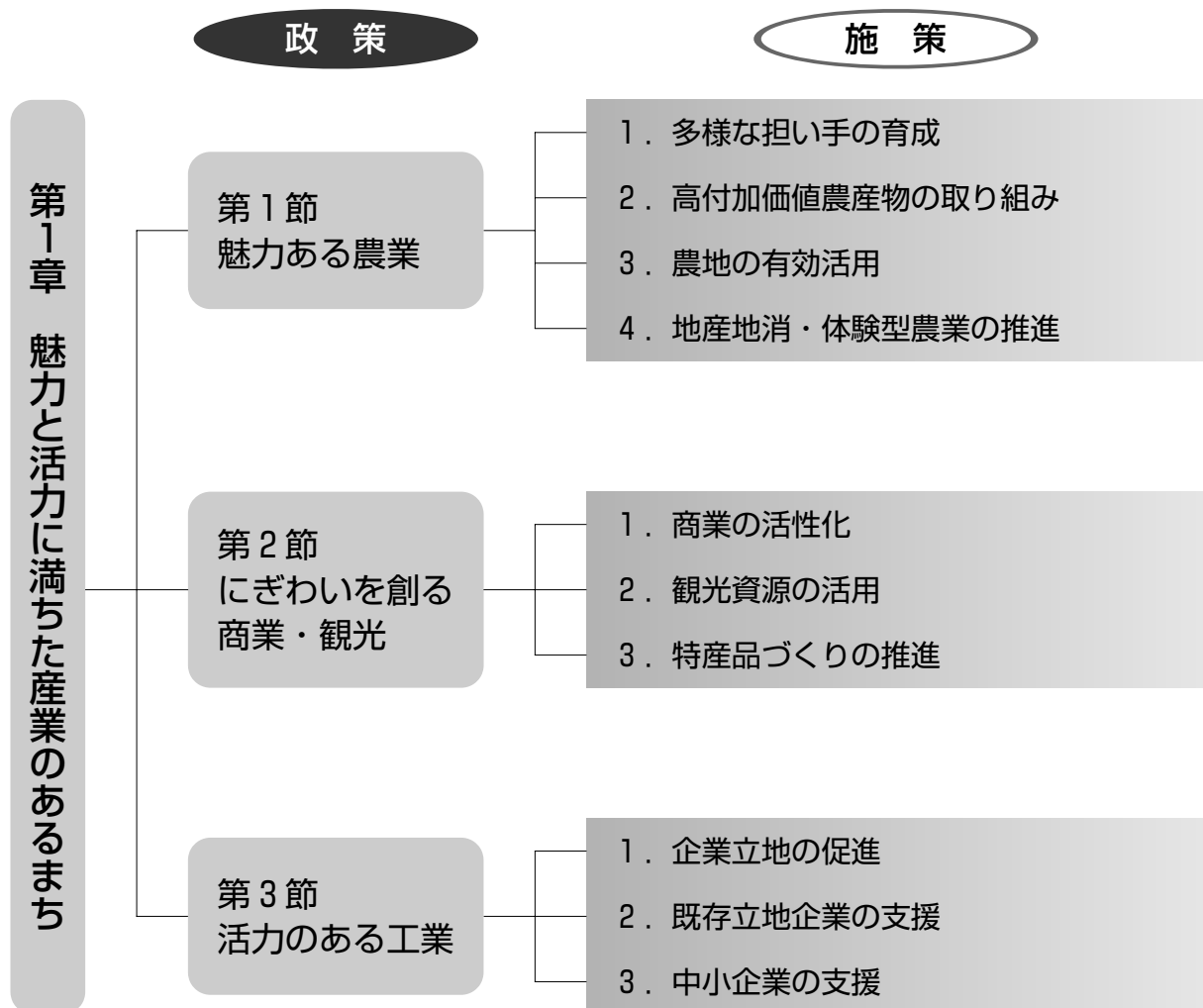
第3節 効率的な行財政運営

第4節 広域行政と広域連携

第 1 章

魅力と活力に満ちた産業のあるまち

地域資源と特性をいかした産業の振興や産業間の交流・連携を進め、企業立地を促進し、力強い地域産業を育成するとともに、働きやすい環境を整備し、「魅力と活力に満ちた産業のあるまち」をめざして、施策を実施します。



第1節 魅力ある農業

現況と課題

農業は、町の基幹産業であるが、従事者の高齢化や後継者不足などが課題となっています。一部で営農集団としての取り組みが始まっていますが、これを町全体に普及していくことも必要です。さらに、認定・青年農業者などへの支援や新規就農者の育成が重要となっています。

現在は米麦を主体として、いちご、きゅうりなどの施設園芸との複合経営が盛んです。いちごは特産品としての産地形成が図られていますが、消費者ニーズを先取りした新規の特産品づくりを行うとともに、その情報発信が必要です。

基盤整備は順調に進み、今後は、農道整備や土地改良施設の維持管理などを進めるとともに、耕作放棄地の対策も進めていく必要があります。

食の安全・安心、地産地消*、環境に配慮した農業などに対する関心が高まっています。引き続き、環境保全型農業への取り組みを進めるとともに、生産から加工、販売までを一貫して行う6次産業化や地産地消を推進し、付加価値を高めていくことも必要となっています。

また、収穫・加工ができる体験農園への取り組みは、吉見の農業に新たな魅力を創造するものです。

めざす姿

新鮮で安全な農産物が生産され、地元でも食材として利用されています。町外から吉見の農産物や特産品を求める来訪者が多くあり、農業を営む人たちに活気があふれています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
認定農業者数	111人	120人
農産物販売農家数	768戸	800戸
体験農園数	5件	10件

*地産地消：地域で生産されたものを、その地域で消費すること。

施策1 多様な担い手の育成

〔分析〕

農業従事者の高齢化や農産物の価格低迷により、従事者が減少しており、多様な担い手を確保・育成することが求められています。

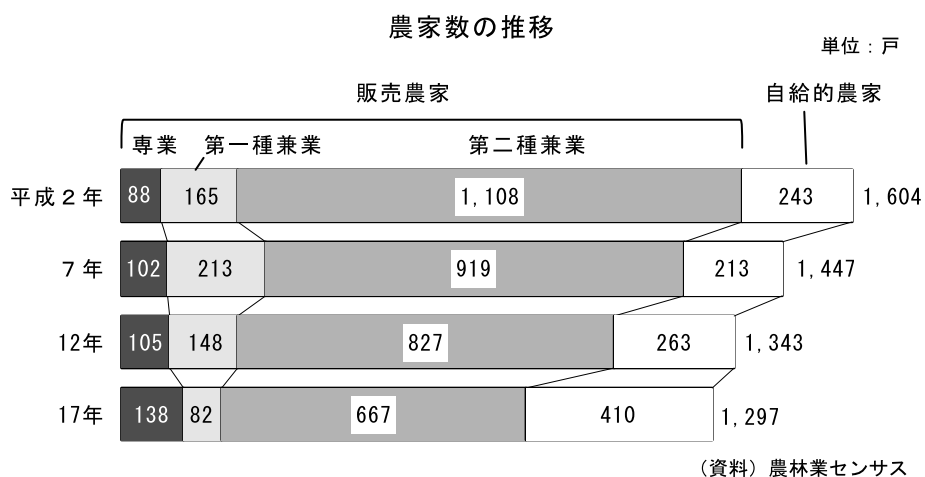
【施策】

認定農業者*の育成や集落営農の組織化・法人化の促進など地域の実情に即した担い手を育成します。

就農希望者の受け入れ体制を整え、新たな担い手の確保に努めます。

《主な取り組み》

- 認定農業者の育成
- 集落営農の組織化・法人化の促進
- 農業青年会議所への支援
- ボランティアなど地域農業への参加協力の促進



*認定農業者：自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」が、町に認定された農業者。

施策2 高付加価値農産物の取り組み

〔分析〕

いちごは特産物としての産地形成が図られていますが、安定した出荷体制の確保と付加価値を高めることへ期待が寄せられています。

【施策】

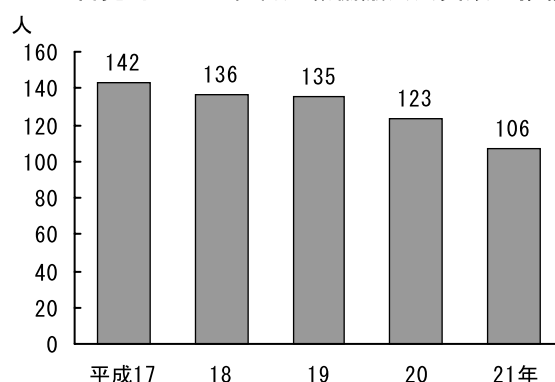
特産物であるいちごの品質向上や情報を発信するとともに、環境保全型の農業を推進し、農産物の高付加価値化を図ります。

まちの特徴をいかした、新たな特産物の開発に取り組みます。

《主な取り組み》

- いちごの品質向上への支援
- 新たな特産物づくり
- 特別栽培農産物認証制度*やエコファーマー*の普及

吉見町いちご組合連絡協議会会員数の推移



*特別栽培農産物認証制度：通常の栽培よりも農薬や化学肥料の使用量を5割以下に減らして栽培された農産物に対して、県が認証するもの。

*エコファーマー：土づくりや化学農薬・化学肥料の削減など、環境にやさしい農業に積極的に取り組む計画を立て、県知事の認定を受けた農業者。

施策3 農地の有効活用

〔分析〕

基盤整備が順調に進み、大規模ほ場の整備や排水対策が図られています。農業従事者の減少により耕作放棄地が増加傾向にあることから、農地を有効活用することが求められています。

【施策】

認定農業者や集落営農組織などへの農地の集積を進めるとともに、転作作物の作付による農地の有効利用を促進し、耕作放棄地の発生防止に努めます。

土地改良事業の促進と施設の維持管理を行います。

《主な取り組み》

- 農地流動化の促進
- 作放棄地の発生防止・解消
- 県営湛水防除事業*の促進
- 低コスト型ほ場整備の促進



*湛水防除事業：湛水被害を防ぐため、排水機、排水樋門などの新設および改修を行う事業。

施策4 地産地消・体験型農業の推進

〔分析〕

地産地消や農業がもたらすうまいなど、農業への関心が高まっています。農作業体験の推進は、まちの魅力づくりとして期待されています。

【施策】

地元農産物の流通改善や6次産業への取り組みなど、地産地消を進めるとともに、収穫と加工などを体験できる農業を推進します。

《主な取り組み》

- 直売所の利用促進
- 6次産業化の推進
- 体験型農業の推進
- 観光交流事業やイベントとの連携
- 食育活動の充実



第2節 にぎわいを創る商業・観光

現況と課題

町内には商業施設が少なく、買い物は隣接する都市へ依存しています。まち全体に活力を与える「にぎわい」を創り出すためにも、商業機能の充実が求められています。

今後は、年間100万人の来訪者がある道の駅への商業機能の導入を図り、観光客など町外からの消費者も視野に入れた、にぎわいの空間づくりを進めていく必要があります。

町内には、数多くの文化財や史跡がありますが、観光客は伸び悩んでいます。

今後は、他産業との連携により、地域資源を活かした商品の生産・販売を促進し、新たな特産品の開発に取り組み、観光振興することが必要です。

めざす姿

まちの特性を生かして、さまざまな業種の人たちがつながり、一体となって充実した商業機能があります。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
道の駅来場者数	100万人	110万人
吉見百穴入場者数	6.0万人	6.1万人

施策1 商業の活性化

〔分析〕

多くの来訪者でにぎわう道の駅において、特色のある商業の定着が望まれています。また、地域の商店が減少しています。

【施策】

道の駅と連携した商業機能の導入と観光交流事業との連携を進めるとともに、施設の整備拡充に努めます。

また、まちのキャラクターである「よしみん」を活用したイベントを開催します。

《主な取り組み》

- 商工会との連携
- 商業機能の導入
- 観光交流事業との連携
- 「よしみん」の活用



施策2 観光資源の活用

〔 分 析 〕

多くの史跡・名所があり、町民には親しまれていますが、まちの魅力として活用することが期待されています。

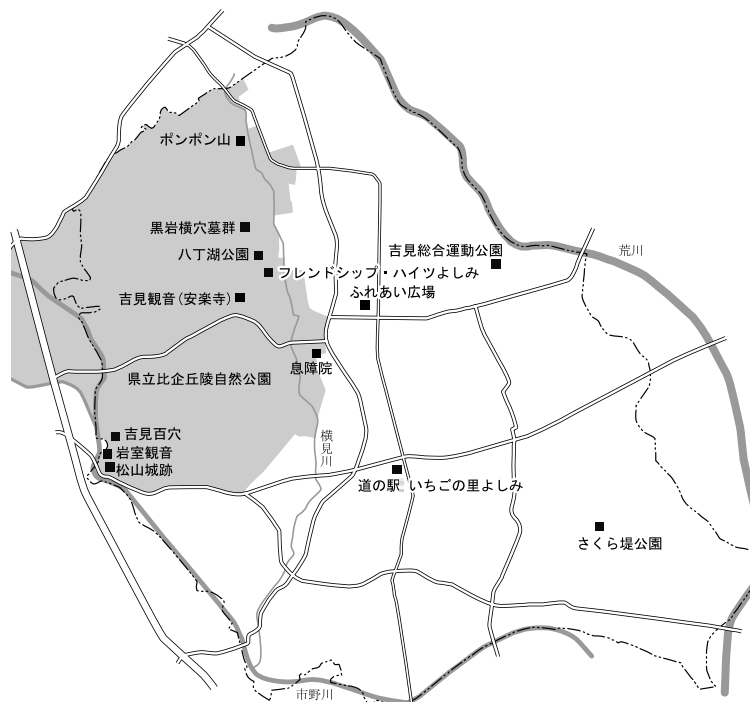
【 施 策 】

吉見百穴や松山城跡、八丁湖公園、さくら堤公園など観光拠点の活用を図るとともに、拠点をつなぐことで新たな観光・交流の機会をつくります。

また、近隣市町と連携し、広域的なPR活動を実施します。

《 主な取り組み 》

- 観光拠点の活用
- 観光プランの作成
- 近隣市町との連携の強化



施策3 特産品づくりの推進

〔分析〕

まちを代表する産業や特産地としての題材が少なく、吉見ブランドの確立に期待が寄せられています。

【施策】

新たな特産品の開発に向けた組織づくりを推進し、特産品の販売促進に取り組みます。

《主な取り組み》

- 特産品の開発に向けた組織づくり
- インターネットによる情報発信
- 特産品の販路の拡大



第3節 活力のある工業

現況と課題

町内には、町の中央や長谷工業団地などに大規模な工場が立地しています。これらの企業は、雇用の確保など地域経済を支えています。

近年、工業をめぐる経済情勢は大変厳しい状況です。町内企業の安定経営に向け支援していく必要があります。今後、工業の発展をさらに促すため、新たな拠点と立地環境を整備し、雇用の場を確保していく必要があります。

また、町内に数多く操業している製造業などの中小企業に対して、経営指導などを強化していく必要があります。

めざす姿

町内企業に活力があふれ、やる気に満ちた人たちが働いています。また、新たな企業が進出し、特色のある産業も芽生えています。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
工 業 用 途 地 区 面 積	56.4ha	81.4ha
工業事業所数（4人以上）	63件	70件

施策1 企業立地の促進

〔 分 析 〕

首都圏中央連絡自動車道の整備が進んでいることから、広域交通の利便性が飛躍的に向上しつつあります。立地条件を生かした企業誘致を進めるとともに新たな拠点を整備していく必要があります。

【 施 策 】

西吉見南部地区に工業団地を整備し、長谷工業団地東側地区とあわせ、製造業や流通加工業などの企業立地を促進します。

また、就業機会の拡大についても、企業と連携して取り組みます。

《 主な取り組み 》

- 西吉見南部地区土地区画整理事業の推進
- 長谷工業団地東側の開発促進
- 企業誘致条例の活用による企業立地の促進



施策2 既存立地企業の支援

〔分析〕

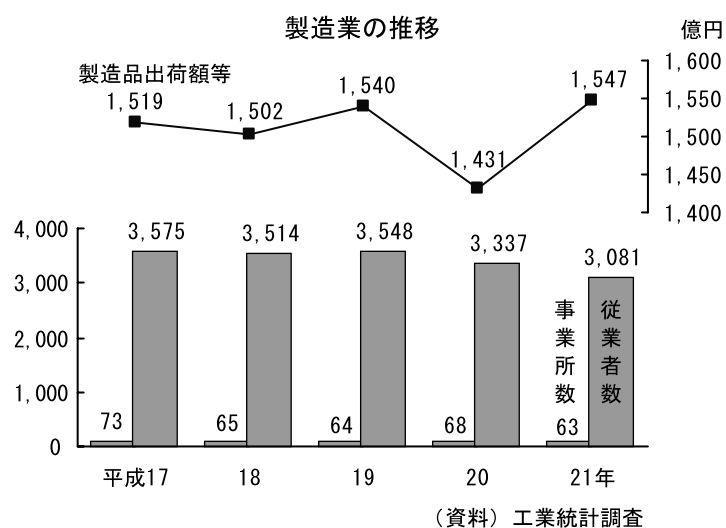
工業用地の整備が進んでいますが、企業立地をさらに進めるため、社会状況や広域的な生産環境の変化への迅速な対応が必要です。

【施策】

交通アクセスの向上やライフラインの整備・改善に努めるなど、企業の産業活動に大きな影響を与える基盤の整備を図り、企業活力の強化を支援します。

《主な取り組み》

- 交通アクセスの向上
- 公共施設の整備
- ライフラインの改善



施策3 中小企業の支援

〔分析〕

近隣大規模企業に関連して、中小規模の製造業が多く営まれてきましたが、製品単価の下落や関連企業の業績に左右されるなど、経営は不安定な状態にあります。

【施策】

商工会と連携し、中小企業の経営の安定を支援します。

《主な取り組み》

- 商工会との連携
- 経営指導などの周知・普及
- 各種融資制度の周知・普及
- 近代化に向けた資金需要への支援

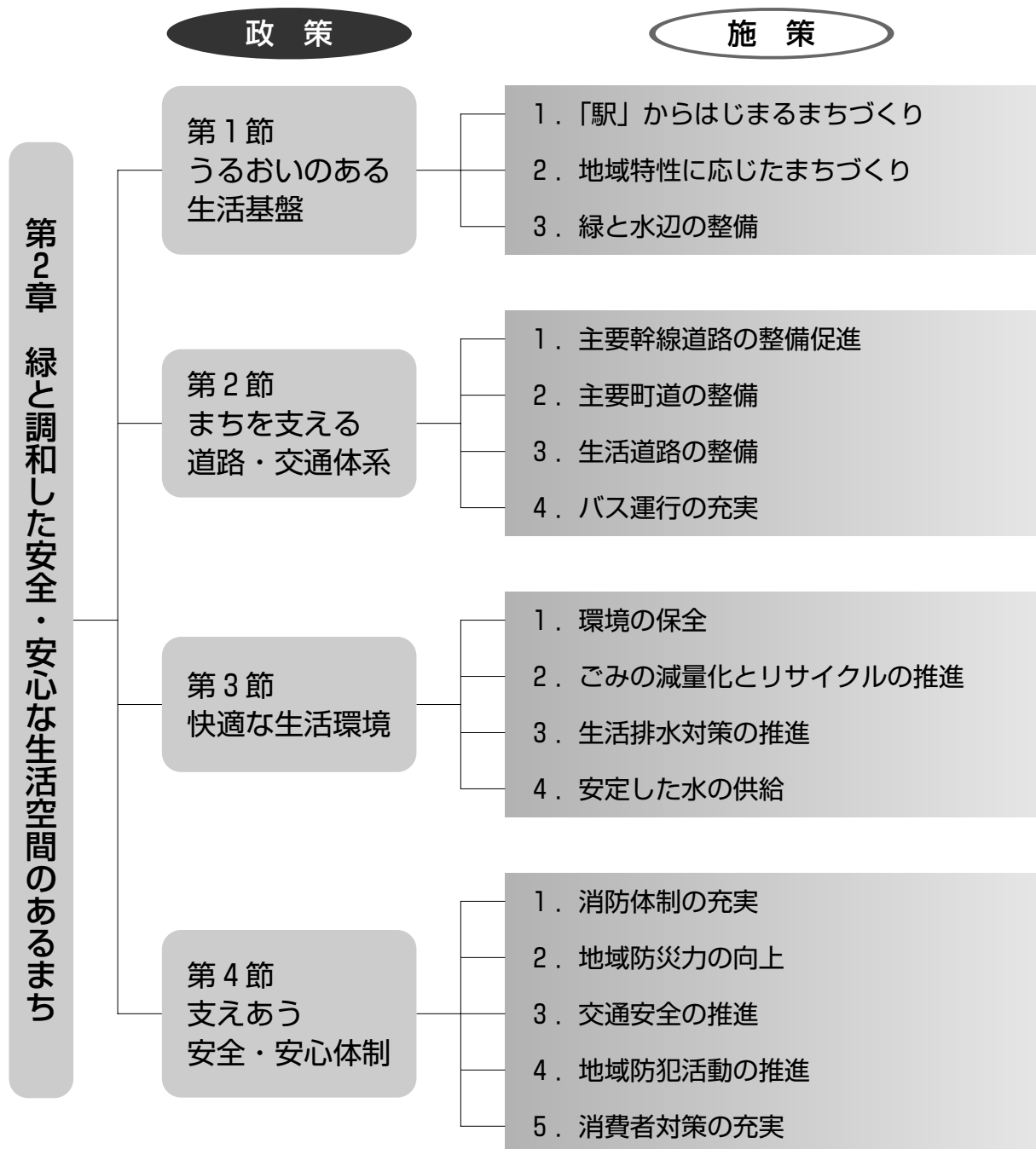




第 2 章

緑と調和した 安全・安心な生活空間のあるまち

緑豊かな自然環境をいかながら、町民が安全で安心して暮らせる快適な住環境や生活基盤を整備するとともに、ゆとりと活力をもたらす市街地形成を進め、「緑と調和した安全・安心な生活空間のあるまち」をめざして、施策を実施します。



第1節 うるおいのある生活基盤

現況と課題

町では住宅用地として、既存住宅団地の住環境整備や土地区画整理事業による市街地整備を進めてきました。東野地区では地区計画を定め、地域住民が一体となり良好な居住環境の形成維持に取り組んでいます。

一方では、中央にある市街化区域の整備が遅れています。最近では、市街化区域に隣接して「道の駅」を整備し、産業交流の拠点として多くの人を集めています。各地域の特性に配慮しながら住環境の整備を推進していく必要があります。

町には、豊かな自然環境や田園風景が広がり、人々にやすらぎを与えています。今後、これらの資源を積極的にいかしていくことが求められます。

憩いと安らぎの場となっている八丁湖公園及びさくら堤公園のほか、スポーツ交流の場としてのふれあい広場、吉見総合運動公園、さらには東部緑地、南部緑地などが整備されています。

子どもの遊び場である身近な公園は、地域住民と協力して管理していく必要があります。

めざす姿

町の中心となる市街地が形成され、生活の利便性が向上するとともに、水と緑のやすらぎの環境のなかで、うるおいのある住環境が形成されています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
町内に住んでいたいと思う割合	84.4%	90.0%
公園管理協定*締結数	13件	15件

*公園管理協定：地域の公園について、公園内や周辺の清掃など日常的な管理を地域住民が担うことを、行政区と町で締結する協定。

施策１ 「駅」からはじまるまちづくり

〔 分 析 〕

生活のための機能・施設を備えた市街地の整備を進め、核となる区域が形成されることに期待が高まっています。

【 施 策 】

道の駅を中心とした市街地の形成を検討します。まち中央にある市街化区域の住環境の整備を推進し、良好な生活基盤づくりに努めます。

《 主な取り組み 》

- 産業交流拠点の拡充
- 産業交流拠点を中心とした新市街地の形成の検討
- 中央市街化区域の住環境整備の推進



施策2 地域特性に応じたまちづくり

〔分析〕

町には、市街化区域や丘陵部の住宅団地のほか、既存集落があり、それぞれ住環境などに違いがあります。

【施策】

自然環境や区画条件などを考慮し、各地域の特性に応じたまちづくりを推進します。

《主な取り組み》

- 地区計画による住環境の形成維持
- 建築条例制定の検討
- 景観に配慮したまちづくりの推進



施策3 緑と水辺の整備

〔 分 析 〕

町には、比企丘陵自然公園などの豊かな自然が残されています。また、公園は町民の生活に深く関わり広く活用されています。

【 施 策 】

公園と水辺は、町民の憩いと安らぎの場として整備・充実に努めるとともに、町民との協働による管理を促進します。

また、緑地の保全を図り、身近な緑を守り育てます。

《 主な取り組み 》

- 八丁湖公園の維持・管理の充実
- 水辺の環境整備の推進
- 公園管理の協働事業の推進
- 建築物の緑地率に関する条例制定の検討



第2節 まちを支える道路・交通体系

現況と課題

町の道路網は、町の主要幹線として、東西に主要地方道東松山鴻巣線、南北に大里比企広域農道が通っています。これらは県道、主要町道により結ばれています。

東松山鴻巣線は、以前から交通渋滞が問題となっていました。流川耕地のバイパス区間の開通により解消が見込まれています。一方、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道への交通利便性の向上により、交通量の増大が予想されることから、早期の4車線化が望まれています。

また、近年、大里比企広域農道の交通量が増大しており、市野川大橋の老朽化や交通量に対応した改修が必要となり、広域農道は県道へ格上げし維持管理していくことが望まれています。

町民生活を支える町道は、地域住民の要望を踏まえて緊急性などを考慮し、安全で快適な道路環境の整備を推進していくことが求められています。

公共交通機関として、路線バス及び町巡回バスが運行されています。バスは、高齢者、学生などにとって重要な交通手段であり、今後も利便性の向上を図る必要があります。

めざす姿

人にも車にも、安全で快適な利便性の高い道路の整備が進んでいます。バスの運行は、生活に密着した環境にやさしい交通手段として利用されています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
主要地方道東松山鴻巣線整備率	60.5%	85.0%
幹線道路の改良率	94.3%	98.0%
町巡回バス年間利用者数	2.6万人	2.7万人

施策１ 主要幹線道路の整備促進

〔 分 析 〕

幹線道路は人、ものの交流を促しています。東西の軸となる東松山鴻巣線は整備が進められ、南北の軸としては広域農道が役割を担っています。

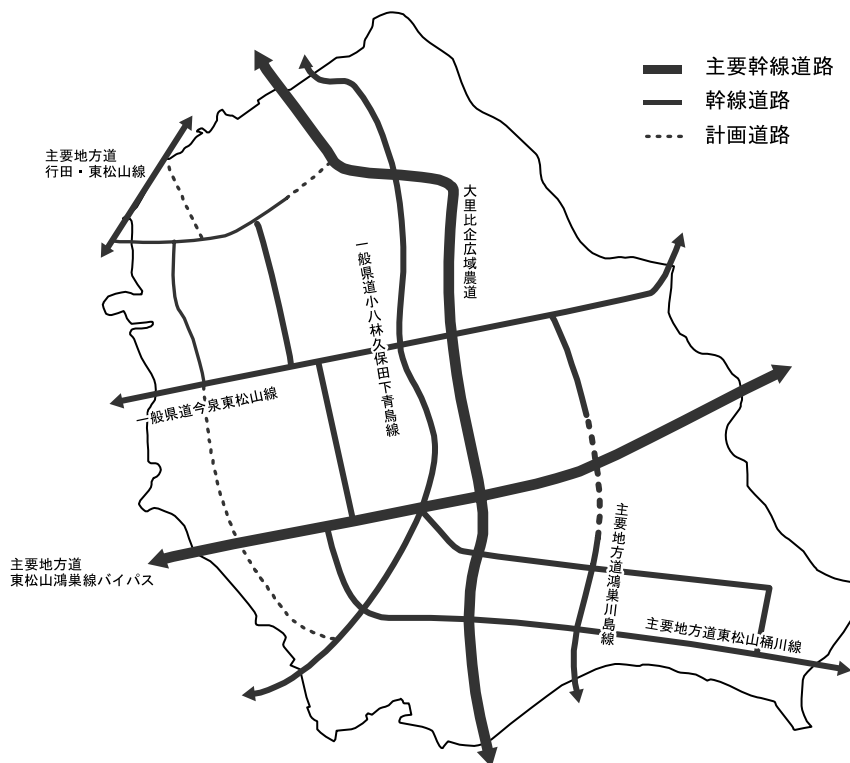
【 施 策 】

東松山鴻巣線の整備促進及び広域農道の県道への格上げを要望します。

《 主な取り組み 》

- 東松山鴻巣線の整備促進
- 広域農道の県道格上げの要望
- 広域農道市野川大橋の改修

主要幹線道路及び主要町道図



施策2 主要町道の整備

〔分析〕

主要町道は、生活に密着した整備が進められており、その機能を十分発揮できるよう維持管理が行われています。

【施策】

主要幹線道路と連携し、機能が効果的に発揮できるよう主要町道の整備を推進します。
また、道路状況を的確に把握し、計画的な維持管理に努めます。

《主な取り組み》

- 主要町道の整備
- 計画的な維持管理



施策3 生活道路の整備

〔 分 析 〕

生活を支える道路は確保されていますが、機能面で十分ではない箇所があり、町全体が同様の水準で整備されることが望まれています。

【 施 策 】

地域住民の利便性の向上や通学路の安全を図るため、道路の改良と側溝整備を進めます。

《 主な取り組み 》

- 町道の改良
- 町道の側溝整備



施策4 バス運行の充実

〔分析〕

交通弱者の増加など公共輸送機関の確保が必要となり、事業者との役割分担を明確にした取り組みが進められています。

【施策】

路線バスについては、関係機関に対して整備・拡充を要望します。町巡回バスは、利用者の利便性の向上に取り組みます。

《主な取り組み》

- 路線バス停留所の整備充実の要望
- 町巡回バスの利便性の向上



第3節 快適な生活環境

現況と課題

環境保全については、日常のくらしや産業経済活動などあらゆる場面で環境への配慮が必要となっています。また、アライグマをはじめとする有害鳥獣の被害や空き地の荒廃による住環境の悪化が問題となっています。身近な住環境をより快適にするための対策が求められています。

環境保全意識の高まりのなかで、ごみ処理は大きな課題であり、循環型社会を構築し、環境への負荷を軽減することが求められています。ごみ処理は、減量化・再資源化に向けた一層の取り組みが必要となっています。

下水道は、公共下水道事業・農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置補助により行っています。公共下水道事業については、引き続き事業を推進し、農業集落排水事業については、予定する区域が終了することから、今後は施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。これらの3事業により、水洗化の促進に努めていく必要があります。

水資源は、日々の生活や産業経済活動に不可欠な資源です。上水道は町全域へ給水されており、引き続き水の安定供給に向け、耐震管への更新や配水場の改修を進めていく必要があります。

めざす姿

町では、循環型社会への取り組みが行われるとともに、排水処理の適正化が進み川にはきれいな水が流れています。また、安定して飲料水が供給されています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
収集ごみの再資源化率	25.0%	30.0%
公共下水道供用開始区域率	16.5%	20.8%
農業集落排水供用開始区域率	88.0%	100.0%

施策1 環境の保全

〔分析〕

あらゆる場面において環境への配慮が必要となっています。また、身近な住環境問題などについても対策が求められています。

【施策】

大気、水、騒音・振動など環境の保全・改善を進めるとともに、地球温暖化防止に向けた省エネルギー・省資源化に取り組みます。

また、身近な住環境の保全についての対策を推進します。

《主な取り組み》

- 「環境基本計画」の推進
- 町内一斉清掃の促進
- 有害鳥獣対策



施策2 ごみの減量化とリサイクルの推進

〔分析〕

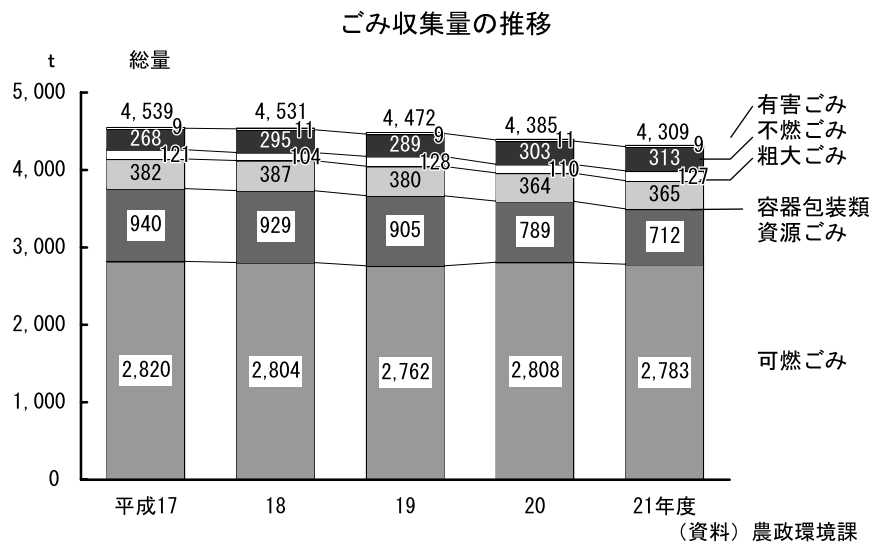
ごみの減量化・再資源化をさらに進め、環境への負荷を軽減する循環型社会の構築に向けた取り組みが求められています。

【施策】

町民、事業者との連携により、4R*の取り組みを促進します。

《主な取り組み》

- 分別収集の推進
- 集積所の適正管理
- 生ごみ処理機やコンポスト*の普及
- 資源ごみ集団回収の支援



* 4 R : ・Refuse (リフューズ) …断る→ごみになるものを受け取らない、持ち込まない
 ・Reduce (リデュース) …減らす→ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく
 ・Reuse (リユース) …繰り返し使う→繰り返し使用し、ものの寿命を最大限いかす
 ・Recycle (リサイクル) …資源として再利用する→リユースできず、どうしても不要物(ごみ)になる場合には、活用できるように正しく分別し、資源として再利用する

* コンポスト：生ごみをたい肥化するための容器。

施策3 生活排水対策の推進

〔分析〕

水質を保全するためには、汚水の適切な処理が重要です。

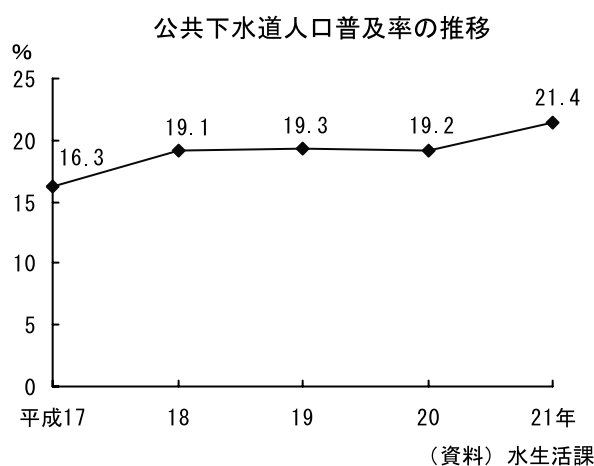
町では、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽設置補助の3事業により汚水処理に取り組んでいます。

【施策】

生活排水対策を推進するとともに、処理施設の適正な維持管理を進め、生活環境及び周辺環境の向上に努めます。

《主な取り組み》

- 公共下水道事業の推進
- 農業集落排水事業の推進と維持管理
- 合併処理浄化槽設置補助の普及と維持管理の促進



施策4 安定した水の供給

〔分析〕

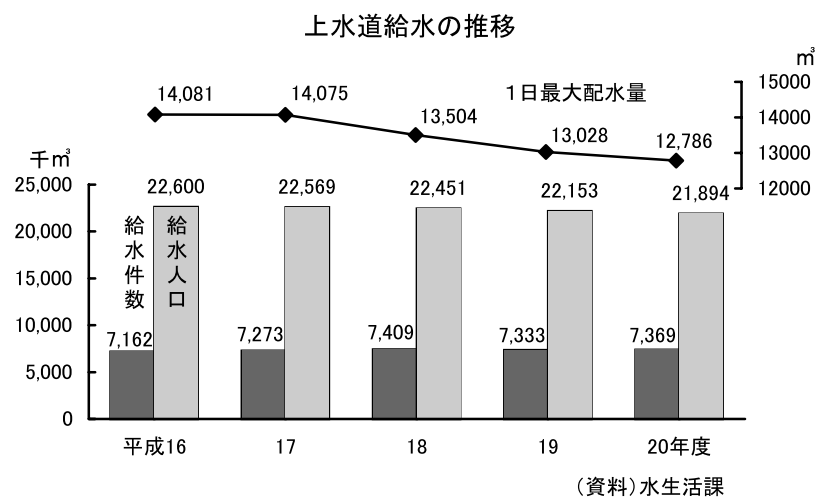
水は、私たちの生活に不可欠な資源です。上水道については、町全域への給水が行われており、引き続き安定供給が求められています。

【施策】

水道水を安定的に供給するため、施設の適切な維持管理に努めます。
また、水についての理解を深めるための啓発を行います。

《主な取り組み》

- 水道施設耐震化事業の推進
- 配水施設の維持管理
- 節水意識の醸成



第4節 支えあう安全・安心体制

現況と課題

消防体制については、常備消防に加え、火事などの災害にきめ細かく対応する体制として消防団活動の推進が重要となっています。

地域防災では、町は周囲を大きな河川に囲まれています。ダムや堤防の整備により洪水が発生する危険性は低くなっています。しかし、近年想定を超える大雨などが各地で発生しており、水防対策も重要なものとなっています。

一方地震は、深谷断層による地震などが想定されています。地震発生時には大きな被害の発生が危惧され、防災体制の確立が求められています。

交通安全については第8次交通安全計画に基づき各種の施策が実施されています。町民相互の協力により、町民一人ひとりの心に訴えかける啓発活動が重要となっています。

防犯については、防犯のまちづくり基本計画に基づき、防犯パトロール団体の支援や啓発活動が実施されています。今後は、夜間パトロール団体の結成支援や、まちぐるみ防犯体制の構築に向け、さらなる啓発活動が求められています。

消費活動の多様化・複雑化に伴い、トラブルに巻き込まれる可能性がより身近なものとなりました。町民が被害者にならないための取り組みが重要です。

めざす姿

すべての町民が防災意識を高くもって災害に備えるとともに、犯罪や事件・事故が起こりにくい安全で安心したまちになっています。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
自主防災組織組織率	21.0%	100.0%
市区町村別犯罪率順位 (犯罪発生率の低い順)	13位	1位

施策1 消防体制の充実

〔分析〕

火災は、一瞬にして町民の生命と財産を奪います。火災に対する備えは進められていますが、「火災を起こさない」というさらなる意識啓発が重要です。

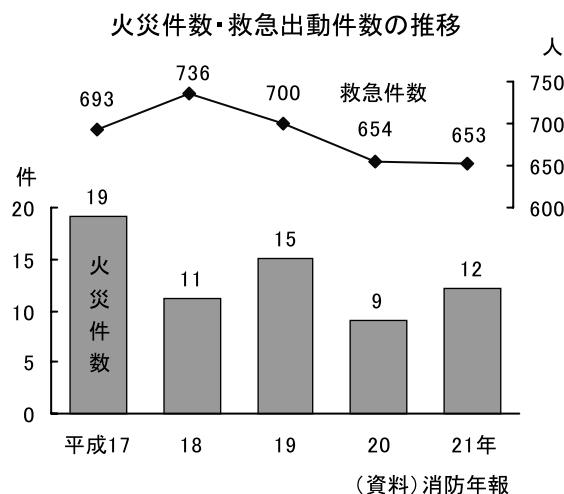
【施策】

町民の火災予防の意識を高めるとともに、地域の実情に応じて消防施設の更新及び機能の充実を進めます。

また、消防団員の確保や消防水利の整備などに努めます。

《主な取り組み》

- 住宅防火モデル地区事業の推進
- 消防団活動の推進
- 消防水利の充実



施策2 地域防災力の向上

〔分析〕

災害の発生は予測が困難ですが、危機感を常に持つようにすることが必要です。あらゆる災害への対策が重要となっています。

【施策】

災害に関する計画の定期的な見直しを行い、災害に強い体制を充実するとともに、関係機関と連携し施設整備を進めます。

災害時に迅速な復旧が図られるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに、町民と一体となって対応できるよう、連携・協力体制の整備を進めます。

《主な取り組み》

- 「水防計画」の推進
- 「地域防災計画」の推進
- 「国民保護計画」の推進
- 「総合治水計画」の推進



施策3 交通安全の推進

〔分析〕

日常生活のなかにも交通事故にあう危険性があります。町民の移動は、多くが自動車に依存しています。

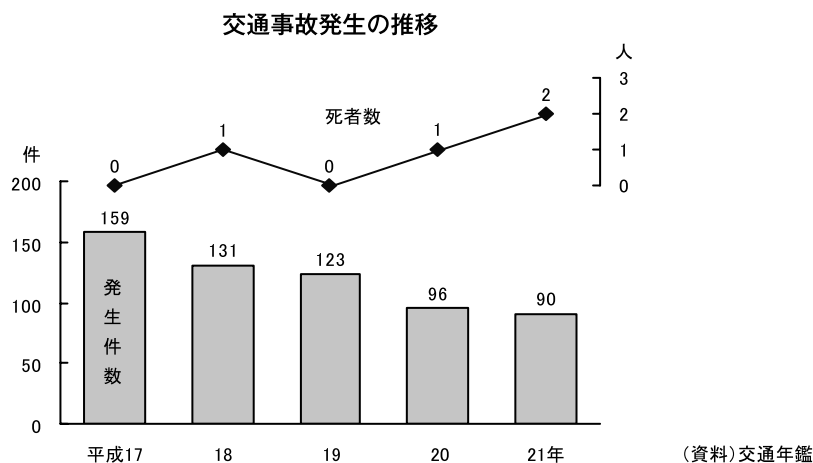
【施策】

関係機関と連携し、町民の交通安全に関する意識を高めるとともに交通安全施設の整備を進めます。

また、交通弱者である子どもや高齢者を対象とした交通事故の防止活動に努めます。

《主な取り組み》

- 「交通安全計画」の推進
- 吉見町安全・安心まちづくり推進会議*との連携



*吉見町安全・安心まちづくり推進会議：町民との協働の理念に基づき、町の交通事故防止と防犯のまちづくりを一体的に進めるための連絡会議。

施策4 地域防犯活動の推進

〔分析〕

犯罪抑止力を警察のみに頼るのではなく、地域や組織で町民みずから取り組む防犯活動が活発になっています。

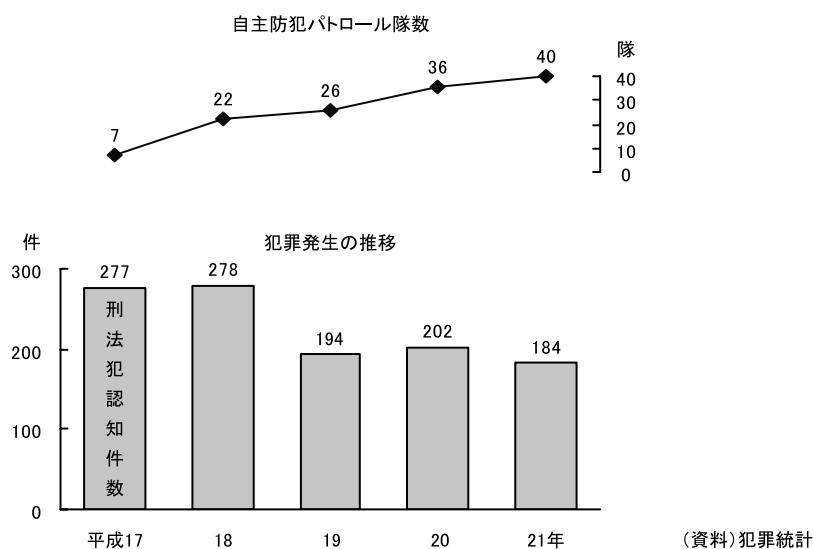
【施策】

地域住民などと連携しながら、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

また、地域の状況に応じた防犯設備の設置を支援するなど、環境の整備を進めます。

《主な取り組み》

- 「防犯のまちづくり基本計画」の推進
- 吉見町安全・安心まちづくり推進会議との連携



施策5 消費者対策の充実

〔 分 析 〕

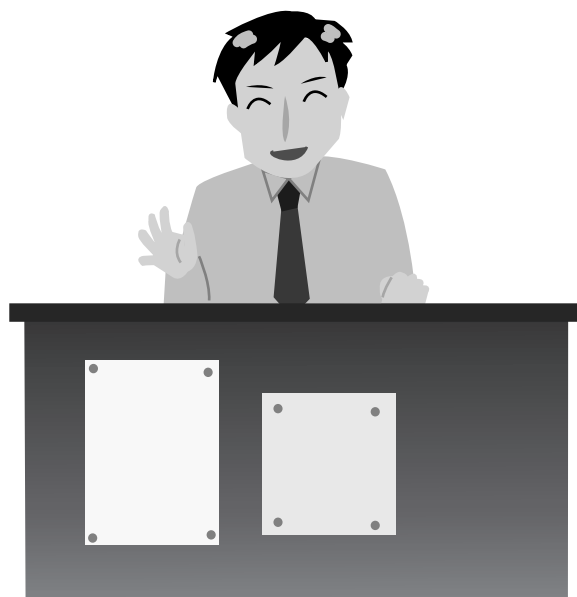
町民が巻き込まれる消費トラブルに対応するため、正しい情報と広い知識の共有が重要となっています。

【 施 策 】

消費生活に関する情報提供や相談体制を充実するとともに、消費者と販売者などとの情報共有を促進し、消費者の安全・安心体制づくりを進めます。

《 主な取り組み 》

- 消費生活相談の充実
- JAS 法などに基づく立入検査の実施
- 子どもを対象とした啓発活動
- 消費者と事業者の交流促進



第 3 章

健やかで笑顔あふれる ぬくもりのあるまち

一人ひとりが健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりの推進や保健・医療・介護・福祉を充実させるとともに、子どもや高齢者などを地域全体で支えあう仕組みづくりを進め、「健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち」をめざして、施策を実施します。

第3章 健やかで笑顔あふれるぬくもりのあるまち

政 策

施 策

第1節
笑顔あふれる
地域福祉

1. 地域での支えあいの仕組みづくり
2. 人にやさしいまちづくり
3. 身近な社会保障の充実

第2節
健康づくりと
地域医療

1. 健康づくり推進体制の充実
2. 健康づくり活動の支援
3. 保健サービスの充実
4. 医療体制の充実
5. 医療保険制度の推進
6. 献血の推進

第3節
健やかな
子どもの育成

1. 総合的な子育て支援の推進
2. 母子の健康づくりの推進
3. 子育て家庭への支援
4. 保育サービスの充実
5. 児童虐待防止の推進

第4節
高齢者の安心と
生きがい

1. 高齢者福祉サービスの充実
2. 在宅支援サービス・介護予防の充実
3. 地域包括ケア体制の整備
4. 高齢者の社会参加の促進

第5節
障がいの
ある人の安心と
自立支援

1. 障がい福祉サービスの推進
2. 在宅福祉サービスの充実
3. 自立した生活の支援
4. 障がいのある人の社会参加の促進
5. 障がいのある児童生徒の療育・教育の推進
6. 難病患者への支援

第1節 笑顔あふれる地域福祉

現況と課題

核家族化の進行などにより、家族や地域で相互に支えあう機能や意識が変化しています。それに伴い社会福祉サービスの需要が増加しています。町では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、支援・保護を必要とする世帯への対応などを行っています。社会福祉サービスを必要とする人を地域でできる限り支えていくことが求められています。

このため、家庭や地域が日々の暮らしのなかでのさまざまな福祉課題を身近な問題として受け止め、一人ひとりの自主的な福祉活動への参加意欲を醸成し、お互いに支えあっていく、地域に根ざした福祉の推進体制を整えることが必要となっています。

国民年金は相互扶助の精神に基づき、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしています。将来の保険料負担と年金の受給額への不安感から未納者の増加もみられ、正しく制度を理解する必要があります。

めざす姿

地域で世代を超えた助けあい・支えあいの活動が行われ、すべての町民が安心して生活をしています。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
福祉ボランティア登録者数	66人	250人
あいさつなど、近所での触れあい活動があると感じている人の割合	41.2%	50.0%

施策１ 地域での支えあいの仕組みづくり

〔 分 析 〕

核家族や共働き夫婦の増加などライフスタイルの変化に伴い、支えあいの機能が低下し、福祉の需要が増加しています。

【 施 策 】

地域での福祉活動を推進するため、福祉の意識を醸成するとともに、さまざまな活動を支援し、福祉活動団体などの育成に努めます。

また、ボランティア活動に参加しやすい環境を整備し、互いに支えあう地域づくりを促進します。

《 主な取り組み 》

- 地域福祉を進める意識の醸成
- ボランティアの育成・活動の促進
- 社会福祉協議会との連携と活動支援
- 民生委員・児童委員の活動支援



施策2 人にやさしいまちづくり

〔分析〕

すべての人が安全で快適に暮らすことのできる環境整備が求められています。

【施策】

地域住民のさまざまなふれあいの機会を通して、福祉力の育成を計画的に推進します。
また、人にやさしいユニバーサルデザイン*のまちづくりに努めます。

《主な取り組み》

- 「地域福祉計画」の策定・推進
- 公共施設などのユニバーサルデザイン化の推進



*ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

施策3 身近な社会保障の充実

〔分析〕

国民年金制度への関心や納付意識が低下しており、保険料未納者が増加の傾向にあります。

また、景気の低迷による収入の減少、雇用機会の喪失により生活への不安を持つ家庭が増えています。

【施策】

国民年金制度への正しい理解と不安解消のため、周知と啓発を行うとともに相談体制の充実に努めます。

また、関係機関と連携して、援助を必要とする世帯などの生活の安定と自立に向けた支援・保護に努めます。

《主な取り組み》

- 国民年金制度の推進
- 低所得者への支援の推進



第2節 健康づくりと地域医療

現況と課題

生活習慣の変化などに伴い、生活習慣病が増加しており、がん・心疾患・脳血管疾患といった生活習慣病が主要死因の7割近くを占めています。生活習慣病の改善には、栄養や運動、休養などバランスのとれた日常生活を送ることが大切であり、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査やがん検診などが行われています。

今後は、心身ともに健康で、自立して暮らせる期間をできるだけ長くするよう、一人ひとりが生涯を通じた健康づくりに取り組むことが課題となっています。

また、高齢化や疾病構造の変化に伴い、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。医療体制については、小児救急医療体制の整備や休日・夜間の適切な医療体制の確保、二次救急医療体制の確立に取り組んでいますが、より安心できる充実した医療体制が求められています。

めざす姿

一人ひとりが病気などへの予防に努め、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活を送っています。

町民が安心して医療を受け、緊急時に適切な医療を受けることができます。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
特定健康診査受診率	27.3%	45.0%
3歳児むし歯本数	1.35本	0.8本
病院群輪番制参加医療機関数	4機関	5機関

施策１ 健康づくり推進体制の充実

〔 分 析 〕

町民それぞれが生活習慣へ関心と理解を深め、健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に取り組むことが求められています。

【 施 策 】

健康を増進し、食育を推進するため、保健、医療、スポーツなどの部門と連携し、計画的に健康づくりを進めます。

《 主な取り組み 》

- 「健康増進計画」の策定・推進
- 「食育推進計画」の策定・推進



施策2 健康づくり活動の支援

〔分析〕

一人ひとりが健康的な生活習慣を確立するため、支援体制の拡充が求められています。

【施策】

保健センターを中心に健康づくり活動を推進するとともに、地域での健康増進活動や食生活改善への取り組みなどを支援します。

また、自殺予防や思春期の健全な成長に向けた取り組みを実施します。

《主な取り組み》

- 健康教室の充実
- 健康相談の充実
- 地域ぐるみの健康活動支援
- 心の健康相談の実施
- 各種相談窓口の周知



施策3 保健サービスの充実

〔分析〕

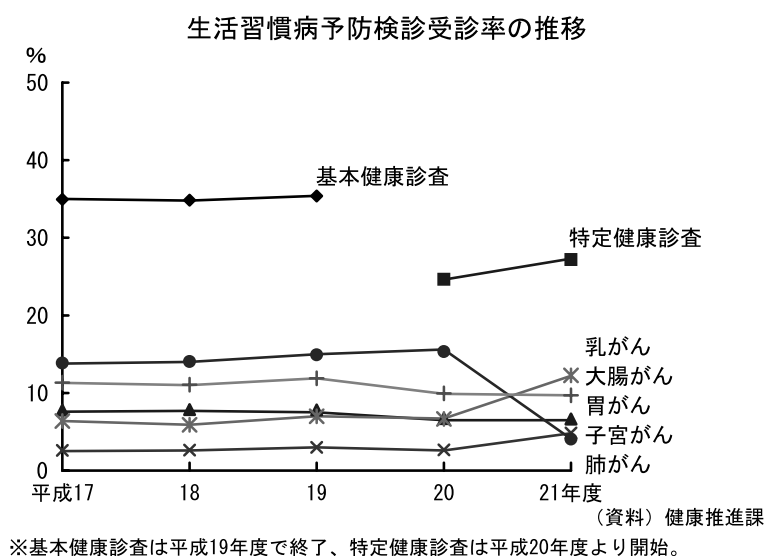
生活習慣病による死因の割合が増加しており、検診・健康管理などによる予防の重要性が高まっています。

【施策】

生活習慣の改善や疾病の早期発見・早期治療を促進するため、関係機関と連携し、対策を進めるとともに、町民一人ひとりの健康管理に努めます。

《主な取り組み》

- 健康診査やがん検診の実施
- 感染症予防、むし歯予防の充実
- 特定健康診査及び特定保健指導の充実
- 健康情報システムの活用・充実



施策4 医療体制の充実

〔分析〕

医療機関が不足していることから、広域的な連携のもとでの医療体制の充実が求められています。

【施策】

休日・夜間においても安心して適切な医療が受けられるよう、医療機関などとの連携により診療体制を整備します。

また、急病時などにおいても、適切な治療が受けられるよう、医療機関への円滑な搬送や受け入れ体制の充実を要請します。

《主な取り組み》

- 医療機関との連携強化
- 医療体制の充実



施策5 医療保険制度の推進

〔分析〕

景気の低迷や少子高齢化に対応するため、医療制度改革が実施されていますが、医療受診者や医療給付費が増加しています。

【施策】

町民の理解を深めるため、医療保険制度の周知徹底に努めます。

また、保健事業の充実や医療費の適正化を推進するとともに、制度の適正な運営に努めます。

《主な取り組み》

- 国民健康保険事業の適正な運営
- 保健事業の充実
- 保険税の滞納整理の強化
- 高齢者医療制度の適正な運営



施策6 献血の推進

〔分析〕

献血者数の減少により血液が不足しています。また、献血に代わる輸血方法が確立されていません。

【施策】

献血の意識の普及・啓発を進めます。

《主な取り組み》

- 献血事業の推進

♡ 40分で助かる命がある ♡



第3節 健やかな子どもの育成

現況と課題

近年、核家族化の進行、共働きの増加など家族形態の多様化により、子育て家庭の環境は大きく変化しています。「吉見町次世代育成支援行動計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられるよう、少子化対策を含めたさまざまな施策に取り組めます。

多様化する子育てのニーズに対応できるよう、保育環境を整備するとともに、育児相談や情報交換、仲間づくりなど子育て中の親が気軽に利用できる環境づくりに努め、育児不安の解消や虐待の防止を推進します。

めざす姿

子育てを地域全体で応援し、子どもが家族とともにいきいきと生活しています。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
乳 幼 児 健 診 受 診 率	88.2%	90.0%
子育て支援センター （育児サロン）利用者数（年間）	2,500人	5,000人
一時保育受入数（年間）	—	3,000人

施策１ 総合的な子育て支援の推進

〔分 析〕

未婚・晩婚などによる少子化が深刻であり、核家族化や共働き家庭の増加など社会環境も大きく変化しています。

【施 策】

次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備を推進します。

《 主な取り組み 》

- 「次世代育成支援行動計画」の推進



施策2 母子の健康づくりの推進

〔分析〕

妊娠から乳幼児期まで、子どもを安心して生み育てることのできる一貫したサービスの提供や相談体制が求められています。

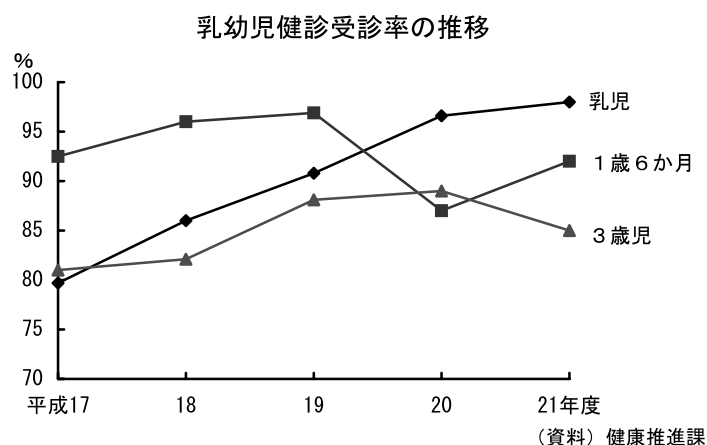
【施策】

母子の健康増進を推進するため、妊娠・出産、乳幼児期に至る一貫した保健サービスの充実に努めます。

また、乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児不安の解消に努めるなど、乳幼児期の子育てを支援します。

《主な取り組み》

- 妊婦・乳幼児健診の実施
- 予防接種の実施
- 訪問指導・健康相談の充実



施策3 子育て家庭への支援

〔分析〕

身近に相談相手がないなど、子育てへの不安や負担を感じる保護者が増加の傾向にあります。

【施策】

子育て支援センターの事業を周知し、相談・指導の実施など事業の充実に努めます。
また、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

《主な取り組み》

- 子育て相談の充実
- こども医療費の助成
- ひとり親家庭等医療費の助成



施策4 保育サービスの充実

〔分析〕

子育て世代の女性の就労率の高まりとともに、利用者の生活スタイルに合わせた保育サービスの提供が求められています。

【施策】

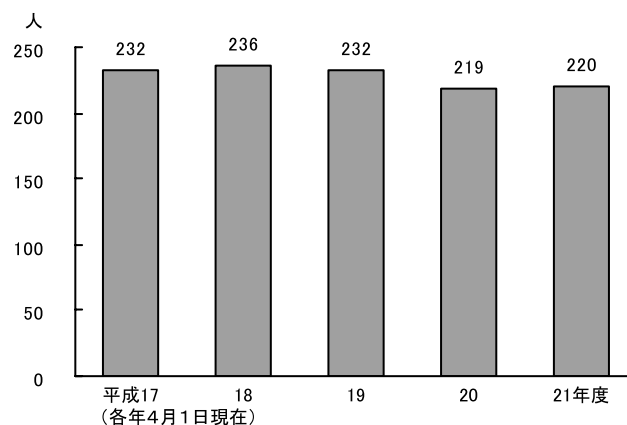
保育所を統合し、保育環境の整備を行うとともに、利用者のニーズにあった保育を実施します。

また、学童保育・家庭保育室などの保育サービスの充実に努めます。

《主な取り組み》

- 通常保育の充実
- 特別保育の実施
- 放課後児童対策事業の充実
- 家庭保育室の支援

保育所児童数の推移



施策5 児童虐待防止の推進

〔分析〕

会社や育児などから受けたストレスをうまく処理できず、身近に相談できる人がいない養育者が増加しています。

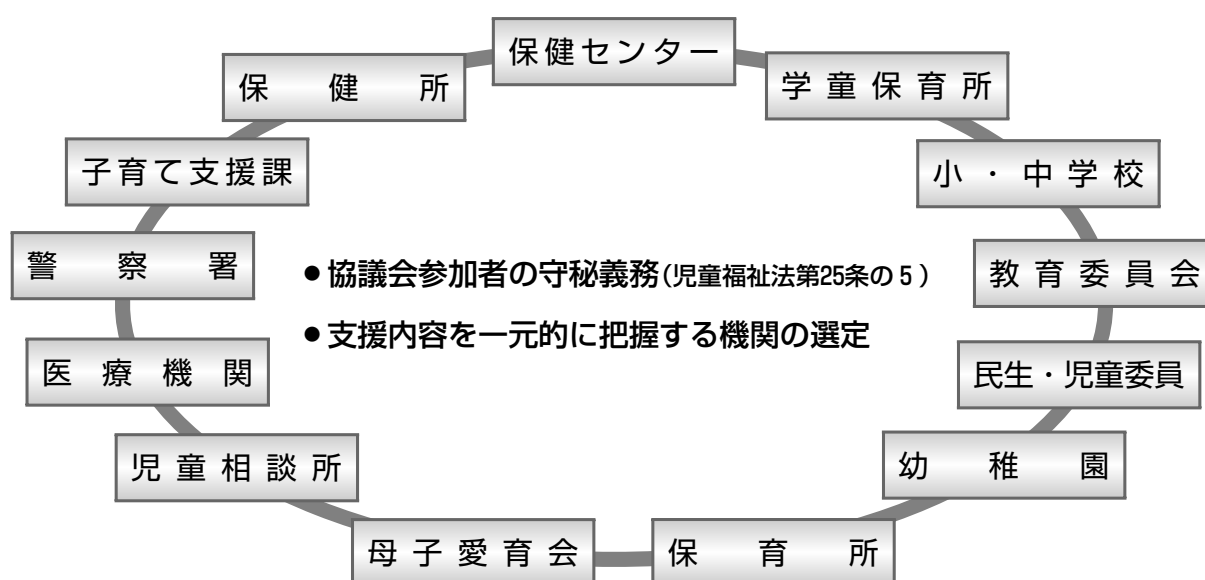
【施策】

児童虐待の防止と早期の発見・対応に向けて、関係機関との連携・協力体制を強化します。

《主な取り組み》

- 児童虐待防止の啓発活動の充実
- 要保護児童対策地域協議会の体制強化

要保護児童対策地域協議会の構成機関



第4節 高齢者の安心と生きがい

現況と課題

現在、核家族化が進んでおり、高齢の夫婦世帯及び一人暮らしの高齢者は急速に増えています。家庭のなかで介護できる人が減り、負担が大きくなることから介護不安につながります。

介護家族を支え、高齢者と地域のつながりを保ち、介護不安のない社会づくりが求められています。

一方、元気で活動的な高齢者も増えており、これからは地域で元気に生きがいを持って生活する高齢者を「ゆうゆう世代」と位置づけ、今まで培った知識や技術を地域社会に還元することが期待されています。

また、住み慣れた自宅や地域のなかで安心して生活をおくることができるよう、今後、地域で活動する団体と連携を図りながら、総合的に高齢者福祉を推進する必要があります。

めざす姿

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持ち、健康な生活をおくっています。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
吉見町の高齢者は、元気に生活していると思う割合	53.7%	60.0%
65歳以上介護保険被認定者率	87.0%	88.0%
介護予防プラン参加率	7.3%	15.0%

施策1 高齢者福祉サービスの充実

〔分析〕

高齢者のそれぞれの状態に合った介護・福祉サービスの提供が求められています。

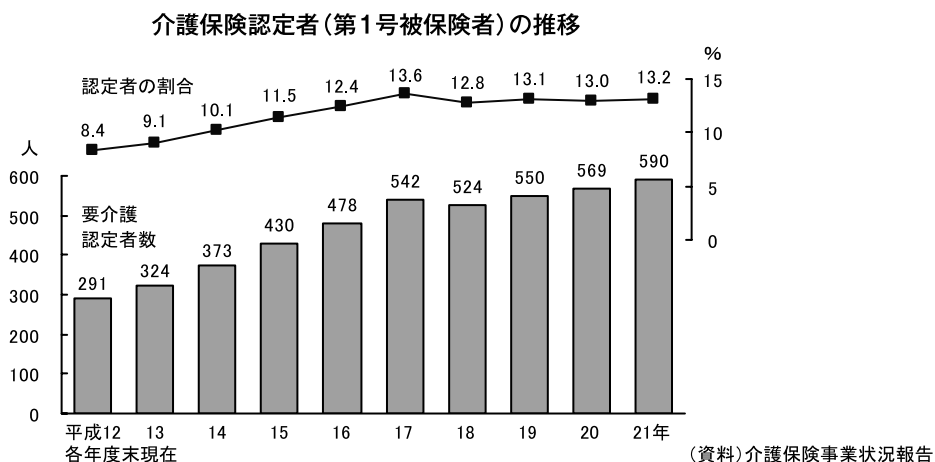
【施策】

安心して必要なサービスが受けられるよう計画を推進し、介護保険制度の適正な運営に努めます。

また、効率的で質の高いサービスを提供できるよう、介護サービス事業者などを支援します。

《主な取り組み》

- 「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」の推進
- 介護保険制度の適正な運営
- 一般福祉サービスの推進
- 施設福祉サービスの充実
- 新たなサービス体系の拡充



施策2 在宅支援サービス・介護予防の充実

〔 分 析 〕

住みなれた自宅や地域での生活ができるように、介護予防施設の活用や相談に対応していくことが求められています。

【 施 策 】

高齢者がいきいきとした生活をおくり、介護予防や在宅支援サービスが適切に受けられるよう、関係機関との連携・調整を行います。

《 主な取り組み 》

- 地域包括支援センターの運営充実
- 介護予防や在宅支援サービスの充実
- 移動支援体制の整備



施策3 地域包括ケア*体制の整備

〔分析〕

高齢者の生活を地域で支えるため、高齢者一人ひとりに適した福祉サービスを提供することが求められています。

【施策】

地域包括支援センターが中心となり医療機関、NPO やボランティア団体などとのネットワークを構築し、高齢者が安心して地域で生活できるよう相談、支援を行います。

《主な取り組み》

- 関係機関との連携
- 権利擁護制度*の周知・啓発
- 高齢者虐待への対応



***地域包括ケア**：高齢者の生活を地域で支えるために、高齢者のニーズに応じて、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいの5つを一体化して提供していく考え方。

***権利擁護制度**：認知症など自己の権利を表明することが困難な人の代弁や支援をすること。

施策4 高齢者の社会参加の促進

〔分析〕

高齢者がこれまでに培った豊かな経験を発揮することができ、地域活動へ参加しやすい環境整備が求められています。

【施策】

元気に生活する「ゆうゆう世代」の生きがいを進めるとともに、社会参加を促進するため、地域活動を支援します。

また、高齢者の就労機会の提供と就業相談に努めます。

《主な取り組み》

- 高齢者のコミュニティ活動の促進
- ボランティア育成事業への参加の促進
- 就業への支援



第5節 障がいのある人の安心と自立支援

現況と課題

「障害者自立支援制度」が開始され、障がいの種別にかかわらず、一元化された共通のサービスが提供されるようになり、在宅生活支援サービスの提供体制の整備や住み慣れた地域での自立支援、就労の場の確保、経済的支援などを計画的に進めています。

また、自立支援と社会参加を進める拠点として、吉見町地域活動支援センターを開設しています。

今後、「障害者自立支援法」の見直しが見込まれるなか、制度改正に対応した体制を整備し、障がいのある人が地域で生活していくために必要な環境づくりを進め、就労体制の改善に努めていく必要があります。

めざす姿

町民の理解と地域での支えあい、各種サービスを利用しながら、障がいのある人が安心して生活しています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
地域生活移行*者率	8.7%	10.0%
生活サポート事業*利用率	8.6%	15.0%

***地域生活移行**：すべての住民が住み慣れた地域で暮らし続けることを目的に、施設入所者をグループホームやケアホーム、一般住宅に移行すること。

***生活サポート事業**：障がいのある人の地域生活を支援するため、利用券を交付し、送迎サービスなどを行う事業。

施策１ 障がい福祉サービスの推進

〔 分 析 〕

障がいのある人に対して必要なサービスを提供するとともに、理解を深める活動が求められています。

【 施 策 】

障がいのある人への理解を深めるため、意識啓発と福祉教育を推進するとともに、関係機関などが連携し、計画的に障がい福祉サービスを推進します。

《 主な取り組み 》

- 「障害者計画・障害福祉計画」の推進
- 障がい福祉サービスの充実
- 保健・医療対策の充実



施策2 在宅福祉サービスの充実

〔分析〕

障がいのある人も他の人と共に生活や活動ができるよう、地域での支援体制づくりが求められています。

【施策】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活がおくれるよう支援体制の整備を進めます。

また、地域活動支援センターを中心に町内の各施設の連携がとれる組織づくりと支援体制の確立に努めます。

《主な取り組み》

- 在宅福祉サービスの充実
- 生活支援の充実
- 各施設の連携と組織づくりの支援



施策3 自立した生活の支援

〔分 析〕

障がいの程度や適性に応じた能力を発揮する訓練など、就労のための支援を充実させることが求められています。

【施 策】

障がいのある人の自立した生活を支えるため、適性と能力に応じて働けるよう、関係機関と連携し雇用・就業の充実を進めます。

《 主な取り組み 》

- 就労支援の充実
- 施設福祉サービスの充実



施策4 障がいのある人の社会参加の促進

〔分析〕

障がいのある人が地域と交流できる機会をつくり、社会参加を促進することが求められています。

【施策】

さまざまな活動に参加できるよう、交通手段やボランティアによる活動支援体制の確保に努め、地域社会との交流活動を活性化します。

《主な取り組み》

- 文化・スポーツ活動への参加促進
- 移動・交通手段の充実
- ボランティア活動の促進
- 交流活動の促進



施策5 障がいのある児童生徒の療育・教育の推進

〔 分 析 〕

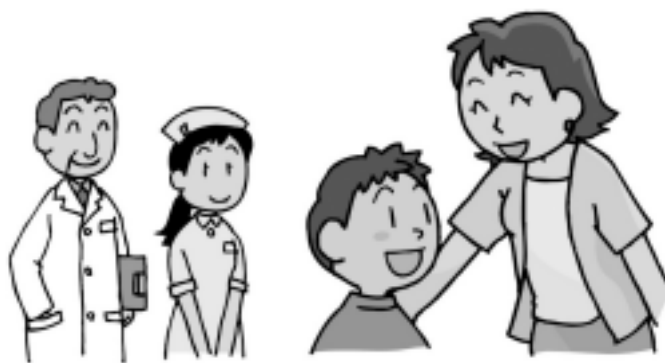
障がいの特性に応じた療育や学習機会を提供することが求められています。

【 施 策 】

保健・医療分野と連携して、早期療育体制を確立するとともに、就学相談の充実など障がいのある児童生徒の状態に応じた教育が受けられる体制づくりに努めます。

《 主な取り組み 》

- 早期療育体制の確立
- 就学相談の充実
- 特別支援教育*の推進



*特別支援教育：障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた取組に対して、教育的ニーズを把握し、生活や学習上の問題を改善するための適切な指導及び支援を行うもの。

施策6 難病患者への支援

〔分析〕

治療方法が確立していない病気にかかり、長期にわたる在宅療養により、生活に支障のある難病患者への支援が求められています。

【施策】

難病患者などの生活の安定を図るため、居宅支援事業を推進します。

《主な取り組み》

- 生活支援の充実



第 4 章

豊かな心をもち

一人ひとりに輝きのあるまち

子どもたちがふるさとを愛し、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携した教育環境づくりを進めるとともに、誰もが自主的に学習・スポーツ・ボランティアに取り組める環境を整備し、「豊かな心をもち一人ひとりに輝きのあるまち」をめざして、施策を実施します。

第4章 豊かな心を持ち一人ひとりに輝きのあるまち

政 策

施 策

第1節
生きる力を育む
学校教育

1. 確かな学力を育む教育の充実
2. 豊かな心を育む教育の推進
3. 健康・体力づくりの推進
4. 教育施設の整備・充実
5. 幼児教育の充実

第2節
生涯を通じた
学習活動

1. 生涯学習活動の推進
2. 生涯学習機会の充実
3. 生涯学習施設の整備・充実

第3節
生涯スポーツと
レクリエーション

1. スポーツ活動の推進
2. ニュースポーツ・レクリエーションの普及
3. スポーツ施設の整備・充実

第4節
学校・家庭・
地域の連携

1. 家庭教育の充実
2. 地域の教育力の向上
3. 連携した教育環境づくり

第5節
地域文化の振興
と交流の促進

1. 芸術・文化の推進
2. 地域文化活動の支援
3. 文化財の保護・活用
4. 史跡の整備
5. 国内外交流の推進

第1節 生きる力を育む学校教育

現況と課題

国際化や情報化、少子高齢化など急速に変化する社会を背景に、各学校では、新学習指導要領の基本理念「生きる力をはぐくむ」に基づき、子どもたちに確かな学力、豊かな心と健やかな体の調和のとれた発達をめざし、教職員の資質の向上や学校の組織運営の改善・充実により、質の高い学校教育を推進しています。また、いじめや不登校などの防止のために、教育相談活動の充実に努めています。

子どもたちの教育は、学校だけで行われるのではなく、学校・家庭・地域が相互に連携して取り組むことが必要であることから、「いちご学習*」の推進、読書活動の実践、あいさつ運動の実践などを通して、家庭や地域との連携を深めた活動が行われています。

町には、小学校6校、中学校1校があり、少子化の進行に伴い、児童生徒数の減少が見られ、学校規模が縮小しているほか、学校施設の老朽化が見られます。

学習環境の向上に向けて、計画的に施設・設備の改修を進めるとともに、時代に応じた学習教材や ICT 環境*の整備などが必要となっています。

めざす姿

確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、子どもたちに「生きる力」が身についています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
吉見の学校教育は充実していると思うと答えた人の割合	40.9%	50.0%
新体力テストの結果で県平均を上回っている項目数の割合	47.9%	55.0%
学校施設の耐震化率	89.5%	100.0%

***いちご学習**：小学生の学力向上のため、15分を1単位（1いちご）として、低学年は2いちご（30分）、中学年は3いちご（45分）、高学年は4いちご（60分）を1日の学習の目安に、家庭学習の習慣を確実に身につけられるよう、平成20年度から進めている取り組み。

***ICT環境**：デジタルテレビや電子黒板・パソコン、校内 LAN などの情報通信環境のこと。

施策１ 確かな学力を育む教育の充実

〔 分 析 〕

時代や社会の変化に積極的かつ柔軟に対応するため、児童生徒・家庭・地域に即した、特色のある学校運営と質の高い教育力が求められています。

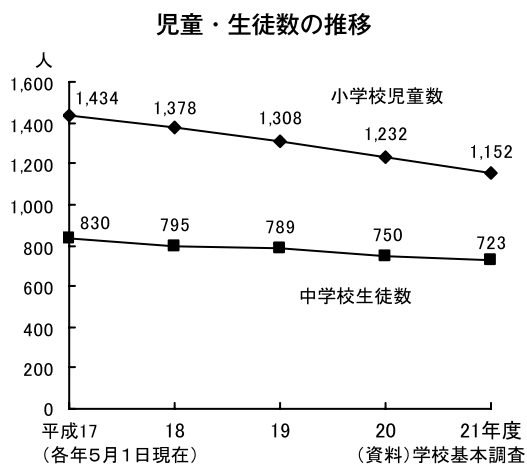
【 施 策 】

各学校に応じた特色ある教育課程を編成し、確かな学力が身につく指導方法や体制づくりに努めるとともに、各種研修を実施し、教職員の資質の向上に取り組みます。

また、学校評価制度を充実させ、質の高い学校教育を推進します。

《 主な取り組み 》

- 教育課程の編成・実施・評価
- 教職員の研修体制の充実
- 学校管理運営の充実
- 「いちご学習ノート」の活用
- 就学支援委員会の充実



施策2 豊かな心を育む教育の推進

〔分析〕

人を思いやる心や感謝の心など、人としてよりよく生きることを学ぶ道徳教育に対する重要性が高まっています。

【施策】

ふるさとを愛する心豊かな児童生徒の育成を図るとともに、社会生活の基本的ルールを身につけ実践できる教育を推進します。

また、教育相談体制を充実させ、関係機関と連携・協力し、いじめや不登校などの未然防止に努めます。

《主な取り組み》

- 体験活動や道徳教育の充実
- いじめや不登校の未然防止
- あいさつ運動の実施
- 教育相談の充実
- 読書活動などの推進



施策3 健康・体力づくりの推進

〔 分 析 〕

基礎的な体力の向上と食に対する関心を高める健康教育への取り組みが期待されています。

【 施 策 】

教育活動全体を通して、心身の健康と基礎的な体力の向上に取り組めます。

また、学校給食に地場産の食材を活用して、食育を推進するとともに、健康管理などの保健活動を推進します。

《 主な取り組み 》

- 学校体育の充実
- 健康教育の充実
- 食育の推進
- フッ化物洗口の充実



施策4 教育施設の整備・充実

〔分析〕

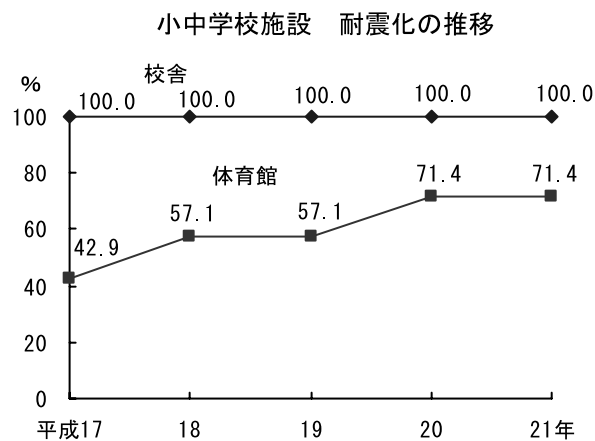
学校施設の改修や学校備品の整備を計画的に進めています。今後も、子どもの教育環境を整備していくことが求められています。

【施策】

施設の管理運営を計画的に行うとともに、時代に応じた設備や学習教材などの充実に努め、安全で快適な学習環境を確保します。

《主な取り組み》

- 教育施設の計画的な改修
- 教育設備の計画的な整備
- 図書室の資料や学習教材の充実



施策5 幼児教育の充実

〔分析〕

基本的な生活習慣や社会性を身につける幼児教育への期待が高まっています。また、幼稚園や保育所からの就学に向けた円滑な対応も求められています。

【施策】

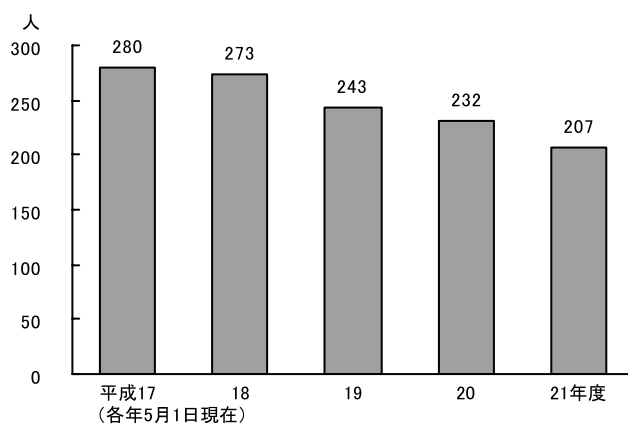
幼児教育の充実を図るため、幼稚園への就園を奨励します。

幼稚園・保育所と学校との連絡体制を強化し、小学校教育への円滑な移行に努めます。

《主な取り組み》

- 就園奨励費の助成
- 幼稚園・保育所と小学校の連携

幼稚園園児数の推移



(資料)学校基本調査

第2節 生涯を通じた学習活動

現況と課題

心豊かで充実した人生を送ることができるよう、町民のさまざまなライフスタイルに応じた生涯学習環境の整備が求められています。

町民の自主的な生涯学習活動を支援するため、さまざまな学習機会を提供するとともに、生涯学習事業への町民参加を啓発してきました。今後も、より充実した生涯学習社会の構築をめざし、さらなる学習機会の提供と生涯学習事業への意識を高めて行く必要があります。

町民が生涯学習活動を行う場として、各生涯学習施設は活動拠点として有効に利用されています。今後も、拠点施設である公民館や図書館などの利用促進と利便性の向上が求められています。

めざす姿

「町民ひとり、^{いち}一学習、^{いち}一スポーツ、^{いち}一ボランティア」に取り組み、一人ひとりが、いきいきと輝いています。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
ボランティア養成講座参加者数	165人	170人
1年間に公民館が行う講座などへの参加者数	1.6万人	1.8万人
町立図書館で町民1人が1年間に借りて行く本の平均冊数	4.6冊	5.0冊

施策１ 生涯学習活動の推進

〔 分 析 〕

生涯を通じて、新しい知識を身につけ、自己を高められる生涯学習の仕組みが求められています。

【 施 策 】

「町民ひとり、一^{いち}学習、一^{いち}スポーツ、一^{いち}ボランティア」を合言葉に、町民への情報提供や意識の啓発を行い、生涯学習を推進します。

また、地域で活動する文化団体を育成します。

《 主な取り組み 》

- 生涯学習プログラムの充実
- 生涯学習情報の提供
- 地域文化団体の育成



施策2 生涯学習機会の充実

〔分析〕

町民のさまざまなライフステージに応じた学習機会の提供や豊富な知識と経験を持つ人たちの活躍の場が求められています。

【施策】

多様な生涯学習ニーズに対応したさまざまな機会を提供するとともに、生涯学習ボランティアなどを養成します。

《主な取り組み》

- 各種学級・講座などの充実
- 公民館事業・図書館事業の充実
- ボランティア養成講座の開催

施設名	施設概要
町民会館フレサよしみ	大ホール、小ホール、スカイホール、会議室1・2、会議室3・4、会議室5、和室
吉見町立図書館	一般・児童開架、読書コーナー、視聴覚コーナー
埋蔵文化財センター	展示室、講座室、収蔵庫室、特別収蔵庫
東野ふれあいセンター	ステージ、和室、調理室
西部ふれあいセンター	ステージ、集会室、多目的室、調理室
東公民館	和室、工芸室、大会議室、調理室
南公民館(農村センター)	和室、大会議室、調理室
西公民館	和室、講義室、大会議室
北公民館	和室、講義室、大会議室

施策3 生涯学習施設の整備・充実

〔分析〕

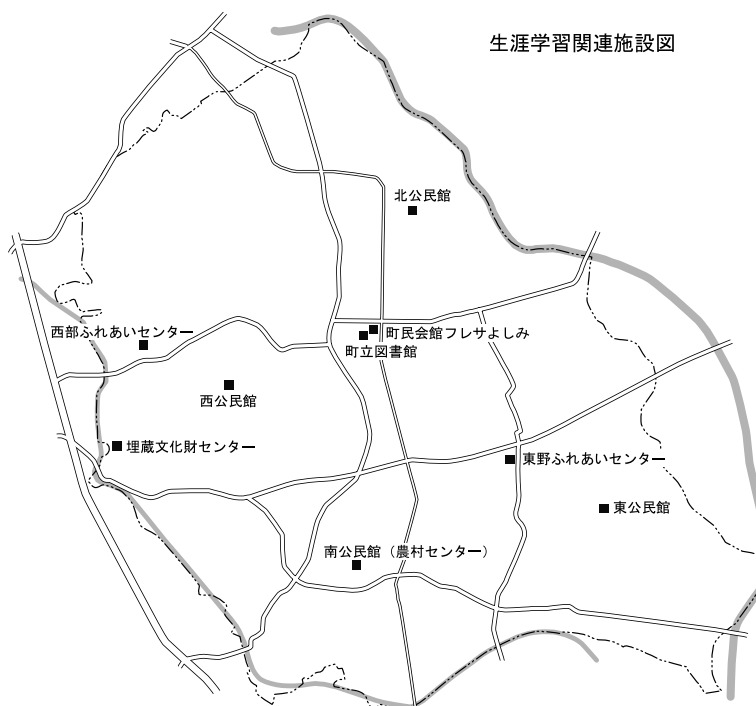
さまざまな生涯学習施設が整備され、活動拠点として有効活用されています。

【施策】

町民が快適に学習活動を行う拠点として、施設の管理運営を計画的に行うとともに、利用者のサービスの向上に努めます。

《主な取り組み》

- 生涯学習施設の整備
- 生涯学習施設の利便性の向上
- 計画的な生涯学習施設の改修



第3節 生涯スポーツとレクリエーション

現況と課題

スポーツ・レクリエーション活動については、ふれあい広場、町民体育館などの施設が充実しており、スポーツ活動が活発に行われています。近年では、老若男女を問わず、参加できるグラウンド・ゴルフなどもさかんであり、スポーツは多様化しています。

スポーツ・レクリエーションは、心身の健康を増進し、仲間づくりなど生活に豊かさをもたらします。町では、「町民ひとり、一スポーツ」を促進し、誰もがスポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくりを推進するとともに、地域におけるスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブ*の設立をめざしています。

また、体育協会やスポーツ少年団をはじめとする各種団体の育成・強化に努めています。

施設については、すべての体育施設において建築年数が経過しており、今後は継続的かつ計画的な改修が必要となっています。

めざす姿

誰もがそれぞれの体力や年齢に応じて、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、心身の健康を増進しています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
総合型地域スポーツクラブの設立	—	設立
週に1回以上スポーツをしていると答えた人の割合	27.5%	40.0%
一人あたりの年間の体育施設利用回数	5.8回	6.2回

*総合型地域スポーツクラブ：スポーツに親しめる環境づくりをめざす、地域に根ざした自主運営型・複合型スポーツクラブ。

施策１ スポーツ活動の推進

〔 分 析 〕

個人の能力や目的に応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

【 施 策 】

さまざまなニーズに対応した教室や各種目の大会などを開催し、団体の育成と指導者の強化に努めます。

総合型地域スポーツクラブの設立をめざします。

《 主な取り組み 》

- 各種教室・講習会の開催
- 各種目団体の大会の開催
- 総合型地域スポーツクラブの設立



施策2 ニュースポーツ・レクリエーションの普及

〔分析〕

生涯を通じて、健康づくりや仲間づくりができるスポーツやレクリエーションを楽しむ機会が求められています。

【施策】

誰もが気軽に楽しめるニュースポーツや豊かな自然環境を生かしたレクリエーションの普及に努めます。

《主な取り組み》

- ニュースポーツの普及
- レクリエーションの普及
- 自然体験活動の支援



施策3 スポーツ施設の整備・充実

〔分析〕

スポーツ施設が整備され、活発にスポーツが行われています。今後も、安全で快適にスポーツができる施設の整備が求められています。

【施策】

施設の管理運営を計画的に行うとともに、利用者へのサービスの向上に努めます。
また、学校体育施設の開放を行い、地域住民の健康づくりや仲間づくりを促進します。

《主な取り組み》

- スポーツ施設の計画的な維持管理
- スポーツ施設の利用サービスの向上
- 学校体育施設の利用促進



第4節 学校・家庭・地域の連携

現況と課題

少子高齢化や核家族化などの社会の変化により、家族のあり方が大きく変化してきています。親子でふれあう時間の減少や地域社会とのつながりが希薄になるなか、家庭教育の支援や地域の交流活動などは、大きな役割を果たしています。

町では、保護者に対する学習機会の提供に努めています。家庭教育はすべての教育の出発点でもあり、その重要性はより高まっています。

また、子どもたちを対象にした体験活動や交流活動などのさまざまな活動機会を提供し、地域のなかで子どもたちが心豊かに育まれるよう、地域に根ざした特色ある活動が行われています。

子どもたちの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が連携し、交流を深め、支えあうことが基本となります。それぞれの役割を理解し、相互に協力しあいながら、地域ぐるみで教育環境づくりを推進して行くことが求められています。

めざす姿

子どもたちが心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携し、さまざまな体験・交流活動が行われています。

めざす指標

指標名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
「家庭教育学級」参加者数	880人	990人
地域の子どもたちの行動を指導できる人の割合	55.5%	65.0%

施策１ 家庭教育の充実

〔 分 析 〕

核家族化の進行や共働き家庭の増加など家族形態の多様化により、家庭での教育意識が希薄化してきています。

【 施 策 】

家庭教育の重要性や親の役割についての認識を深めるため、保護者に学習機会を提供し、家庭教育への支援を充実します。

《 主な取り組み 》

- 「家庭教育講座」の実施
- 「家庭教育学級」の実施



施策2 地域の教育力の向上

〔分析〕

地域の人材や文化を活用した社会体験や世代交流など、地域での取り組みに期待が高まっています。

【施策】

子どもたちが地域のなかで豊かな人間性を育くめるよう、地域でのさまざまな社会体験の機会を提供します。

青少年を非行から守り、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進します。

《主な取り組み》

- 交流活動機会の提供
- 青少年健全育成活動の実施



施策3 連携した教育環境づくり

〔分析〕

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を理解し、相互に協力しあう地域ぐるみでの教育環境づくりに期待が高まっています。

【施策】

学校・家庭・地域の連携を強化して、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る環境づくりを推進します。

《主な取り組み》

- 学校・家庭・地域の連携
- 地域巡回パトロールの実施
- PTA・学校応援団活動の充実
- 学校安全体制の充実



第5節 地域文化の振興と交流の促進

現況と課題

心の豊かさが求められているなかで、文化の振興は、重要な分野となっています。町民会館フレサよしみは、地域の芸術・文化活動の拠点としての役割を担っており、フレサよしみサポーター委員会との協働により、自主事業が行われています。しかし、指導者の不足や参加者の減少などの課題もあり、誰もが参加できる団体・サークルの育成が求められています。

町には、由緒ある歴史遺産や各地域に根ざした郷土芸能が数多くあります。吉見百穴及び松山城跡は、国の史跡に指定され、ヒカリゴケは国の天然記念物に指定されています。

地域で保存・伝承されてきた史跡や歴史建造物への関心が高まっており、埋蔵文化財センターなどを中心に、体験学習を通して文化財の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、文化財の保護を進めていく必要があります。

また、異なる地域に対する理解を深めるための機会づくりが求められています。

めざす姿

芸術・文化活動に親しみ、地域の歴史・文化財にふれあう活動がさかんです。

また、国内外との交流活動が進んでいます。

めざす指標

指 標 名	現状値（H21年）	目標値（H27年）
この1年間に町民会館を利用したことがある人の人数	9.7万人	10.0万人
埋蔵文化財センターの来場者数	6.0万人	6.1万人

施策1 芸術・文化の推進

〔分析〕

身近な場所で優れた芸術文化に接する機会があり、芸術文化の活動拠点としてより一層の充実が期待されています。

【施策】

さまざまな芸術・文化活動の拠点として、町民会館フレサよしみの充実を図り、多くの町民が優れた芸術・文化にふれられる機会の提供に努めます。

《主な取り組み》

- 町民との協働運営の推進
- 町民会館事業の充実
- 文化団体の育成



施策2 地域文化活動の支援

〔分析〕

地域を活性させる手法として多様な文化活動の重要性が増しています。

【施策】

地域に根ざした文化活動の振興のため、自主的な文化活動団体の育成を支援します。

《主な取り組み》

- 指導者、後継者の育成
- 発表機会の提供



施策3 文化財の保護・活用

〔分 析〕

貴重な文化財への関心が高まっているとともに、これらを後世に継承していくことが求められています。

【施 策】

有形文化財の適正な保存・整備を行うとともに、無形文化財を地域で継承していくよう、後継者の育成を支援します。

また、埋蔵文化財センターを活用し、文化財に対する理解を深め、保護・啓発に努めます。

《 主な取り組み 》

- 文化財修復作業の実施
- 文化財などにふれる機会の提供
- 郷土芸能団体の支援



施策4 史跡の整備

〔分析〕

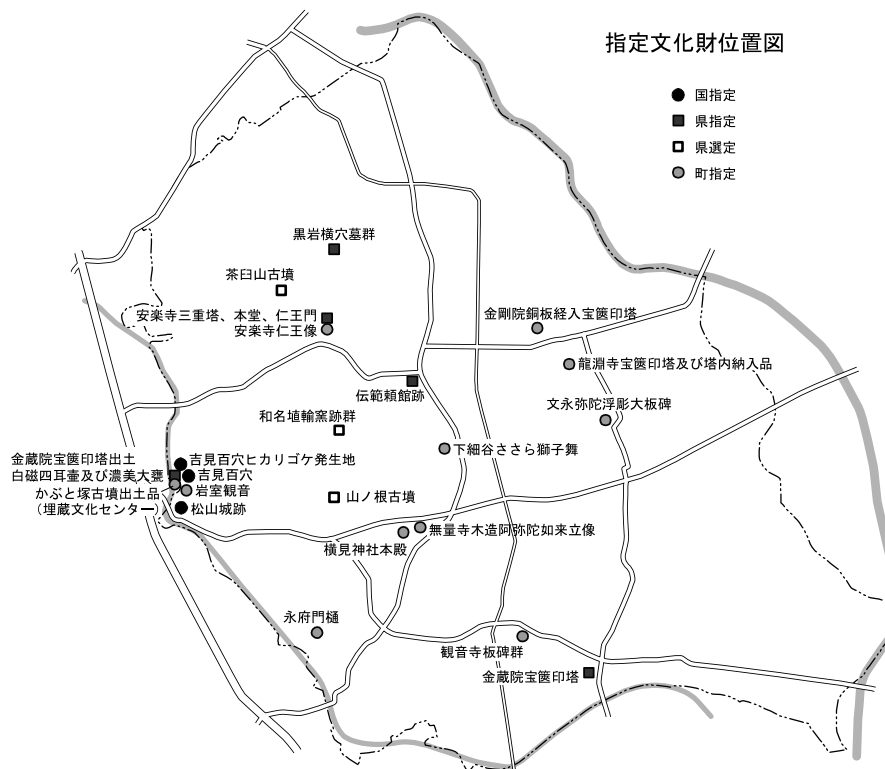
町には、国指定の史跡である吉見百穴と松山城跡や多くの県指定の史跡もあり、それらの活用に期待が高まっています。

【施策】

吉見百穴を中心とする史跡周辺の環境整備を進めます。
また、天然記念物であるヒカリゴケの保存に努めます。

《主な取り組み》

- 史跡周辺の環境整備
- 「吉見百穴の保存管理計画」の策定
- ヒカリゴケの保存



施策5 国内外交流の推進

〔 分 析 〕

地域文化の再認識と視野の広い人材育成のため、異なる地域の文化に対する理解や接する機会づくりが求められています。

【 施 策 】

国内外を含めた異なる地域との連携を促進するとともに、地域で暮らす外国人との交流を図ります。

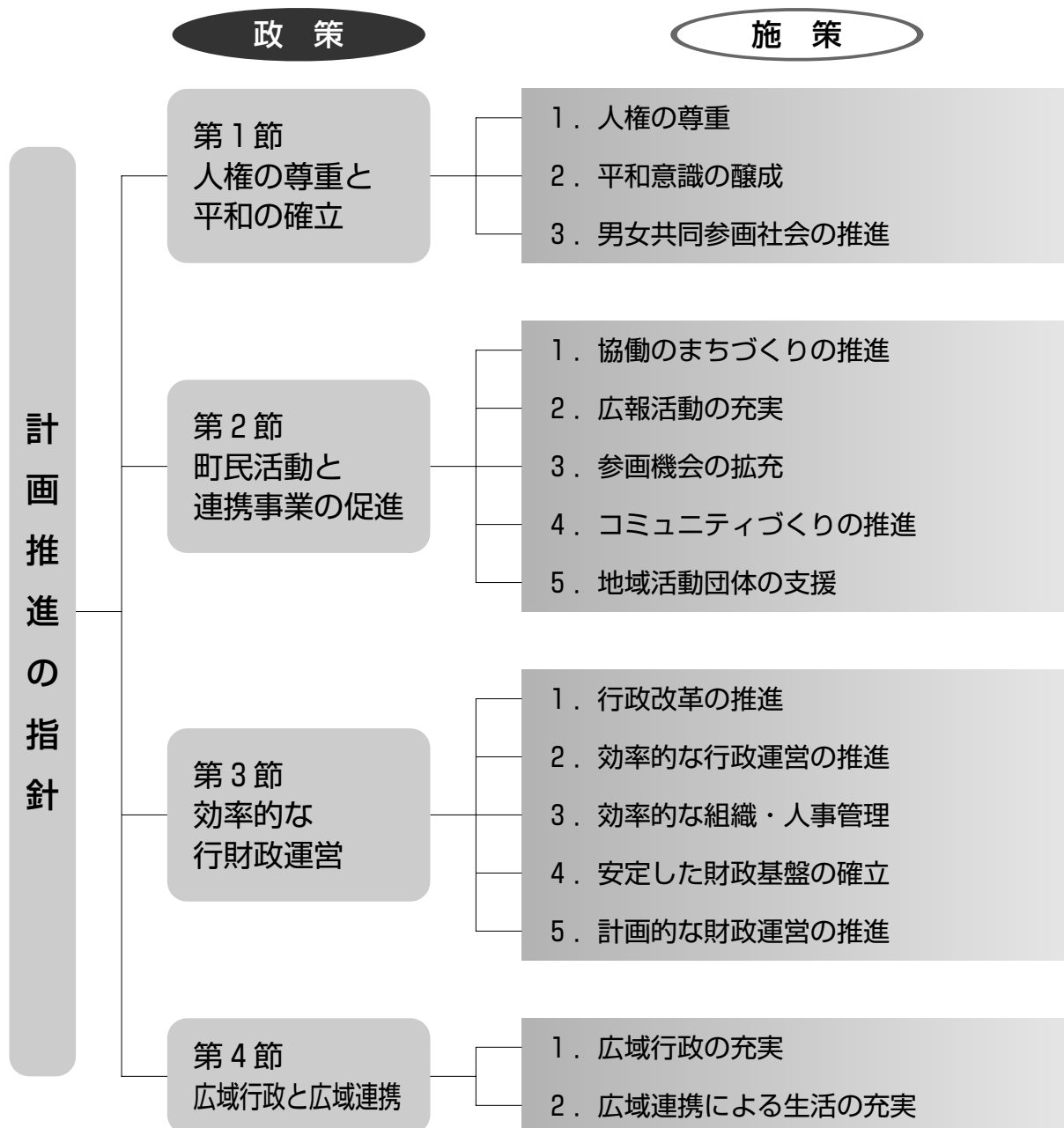
《 主な取り組み 》

- 国際交流の推進
- 異文化講座の開催
- 国際理解教育の充実
- 友好都市などの検討



【計画推進の指針】

《計画推進の指針》



第1節 人権の尊重と平和の確立

現況と課題

すべての町民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現することが求められています。

町では、「人間尊重宣言」「平和都市宣言」「町民憲章」を踏まえ、平成15年に「吉見町人権施策基本方針」を策定し、まちづくりを推進しています。

近年の社会情勢の変化のなかで、さまざまな人権問題があります。人権問題に対する町民の理解をさらに深めるとともに、日常生活においても、相手の人権に配慮した態度や行動につなげていく必要があります。また、平和意識の啓発に努める必要があります。

町では、「吉見町男女共同参画プラン」を策定し、推進しています。男女共同参画の基本は、一人ひとりが性別に関係なく個人として尊重され、個性と能力を発揮できることにあります。今後、男女がともに活躍できるよう、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。

めざす姿

基本的人権が尊重され、年齢、性別、国籍などの個性をいかし、一人ひとりが能力を発揮しています。

施策１ 人権の尊重

〔 分 析 〕

社会情勢や価値観の変化に伴い、多様かつ複雑な人権問題も起こっています。

【 施 策 】

町民の自主性を尊重し、さまざまな人権課題に的確に対応していくため、国や県などの人権施策の動向も踏まえ、「すべての町民がお互いの人権を尊重しあい、共に生きる明るい社会」の実現に取り組みます。

《 主な取り組み 》

- 「人権施策基本方針に基づく実施計画」の推進
- 人権擁護に関する取り組みの推進

人権施策基本方針

基本理念

「すべての町民がお互いの人権を尊重しながら
共に生きる社会を実現すること」

- (1) 一人一人が個人として尊重される社会
- (2) 機会の平等が保障され、一人一人の個性や能力が
発揮できる社会
- (3) 一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会

施策2 平和意識の醸成

〔分析〕

戦争を知らない世代が増えてきている一方で、世界では紛争などにより平和に暮らせない地域が存在します。

【施策】

すべての町民が平和の尊さを認識できるよう、平和意識の醸成に努めます。

《主な取り組み》

- 「平和都市宣言」の普及・啓発

吉見町平和都市宣言（平成12年9月）

明るい太陽のもと ふれあいに満ちた幸せ
 美しい緑と歴史の回廊 ふるさと吉見
 今 平和であることを心に受けとめて

わたくしたちの願いは、全世界に暮らす人々のかけがえのない命を大切にし限りない繁栄と平和社会を築くことです。

わたくしたちは、過去の歴史の教訓を踏まえ、人が人の命を傷つけ奪い合う戦争の悲劇を繰り返さないと表明します。

そして唯一の被爆国として、核兵器の完全な廃絶を強く訴えます。

わたくしたち吉見町民は、未来に向けて平和の確立を願いここに記念すべき西暦2000年にあたり「平和都市」を宣言します。

施策3 男女共同参画社会の推進

〔分析〕

個性をいかした多様な生き方を尊重し、あらゆる場面で誰もが活躍できる社会が求められています。

【施策】

男女がともにいきいきと輝いて暮らすことができるよう、やさしさにあふれた住みよい社会をめざし、男女共同参画意識の普及・啓発を行うとともに、相談体制などの整備を進めます。

《主な取り組み》

- 男女共同参画意識の普及・啓発
- 男女平等教育の推進
- 相談体制の整備



第2節 町民活動と連携事業の促進

現況と課題

町では、町民による町民活動を活発化し、新たな公の担い手としての取り組みを促進するため、「協働のまちづくり指針」を策定しています。今後は、これまでの行政主導のまちづくりから、町民と行政による、協働のまちづくりに向けた体制づくりが課題となっています。

協働意識の啓発を推進するとともに、町民ニーズを的確に把握する機会をつくるなかで、相互理解のうえ、まちづくりを推進していく必要があります。

行政区では、集会所などを拠点にして、さまざまな地域活動を行っています。町民同士がコミュニケーションの機会を多く持ち、コミュニティ活動への積極的な参加と協力により、地域のつながりが深まるよう支援する必要があります。

また、町内にはNPO・ボランティア団体などがあらゆる場で活躍しています。町民が気軽に活動へ参加できるよう、地域で活動している団体の育成・支援に努めていく必要があります。

めざす姿

コミュニティ活動や協働による取り組みが活発になっています。

施策１ 協働のまちづくりの推進

〔 分 析 〕

町民ニーズが多様化するなかで、町民と行政がともに協力して連携した地域づくりを進めることが求められています。

【 施 策 】

町民と行政の役割と責任を明確にし、お互いの理解と信頼のもとに、特性や能力をいかしながら、連携・協働していく仕組みを推進します。

《 主な取り組み 》

- 「協働のまちづくり指針」の推進
- 協働意識の醸成
- 連携・協働の仕組みづくり

吉見町協働のまちづくり指針（平成22年3月）

～みんなで創る、みどりと笑顔があふれるまち～

町民と行政が目的を共有しながら、ともに協力・連携し、出来ることから取り組んでいくことが「協働のまちづくり」です。

この指針は、町民がお互いに、あるいは町民と行政が、信頼できる関係を築き、それぞれの特性や能力を活かしながら協力・連携していくための方向性を示すものとして策定しました。

今後、この「協働のまちづくり指針」を基本として、さらに地域協働に取り組み、地域の資源と特性を活かした魅力あふれるまちづくりを積極的に推進し、「みんなで創る、みどりと笑顔があふれるまち」の実現をめざしていきます。

施策2 広報活動の充実

〔分 析〕

広報活動を推進するとともに、より多くの情報を町民と共有できる環境づくりが求められています。

【施 策】

町民と行政が情報の共有ができるよう、さまざまな広報媒体を活用し、わかりやすい情報の提供や資料の充実に努めます。

《 主な取り組み 》

- 広報の充実
- 情報提供の推進



施策3 参画機会の拡充

〔分 析〕

まちづくりに関心をもつ町民のため、意見を政策に反映させる制度の推進が必要です。

【施 策】

町民の意見が政策にいかされるよう、参画機会の拡充に努めます。

《 主な取り組み 》

- まちづくり懇談会の実施
- 公募制の活用
- パブリックコメント制度の活用
- 町民意識調査の実施



施策4 コミュニティづくりの推進

〔分析〕

地域住民のコミュニティ意識が希薄になっていますが、地域が果たしてきた機能や役割の重要性が見直されています。

【施策】

地域の連帯感やふるさと意識を大切にした活動を支援します。
また、コミュニティ活動拠点などの整備を促進します。

《主な取り組み》

- コミュニティ活動の充実
- 行政区活動の支援
- コミュニティセンターの管理運営



施策5 地域活動団体の支援

〔分析〕

地域や町の課題に対して、自主的・自発的に取り組もうとする団体活動が活発になってきています。

【施策】

NPO やボランティア団体の情報提供や、団体間のネットワークづくりの支援に努めます。

また、誰もが気軽に活動に参加できる環境の整備を推進します。

《主な取り組み》

- 地域活動団体登録制度の活用
- 活動拠点の整備
- NPO・ボランティア団体の育成・支援



第3節 効率的な行財政運営

現況と課題

社会情勢が大きく変化し、厳しい財政状況と行政に対する町民ニーズが多様化するなかで、限られた行政資源を最大限に活用し、将来を見据えた持続可能な行財政運営が求められています。

町では、これまで四次にわたる「行政改革大綱」を策定し、簡素で効率的な行財政システムの確立をめざして取り組んでいます。また、「人材育成基本方針」に基づき、階層別の研修や昇格試験の導入など行い、職員の資質向上に努めています。

地方分権の進展や新たな行政課題に柔軟に対応していくためには、引き続き、全庁をあげて積極的な行政改革を推進していくとともに、質の高い行政サービスが提供できるよう、さらなる能力の開発を図り、健康で意欲に満ちた職員の育成を進めていく必要があります。

長引く経済の低迷や生産年齢人口の減少など、財政を取りまく状況は厳しいことから、限られた財源を有効に活用するため、事務事業の見直しや効果的な予算配分を行うとともに、自主財源の安定的な確保と経常経費の見直しを進め、健全な財政運営に向けた取り組みが必要となっています。

めざす姿

効率的な行政サービスが実施され、自主財源を安定的に確保し、将来を見据えた行財政運営が行われています。

施策１ 行政改革の推進

〔 分 析 〕

今後も厳しい財政状況が続くことが予想されることから、引き続き、行政改革を推進していく必要があります。

【 施 策 】

行政改革大綱に基づき、最小の経費で最大の効果が発揮できる効率的な行財政システムの確立に向け、行政改革を推進します。

《 主な取り組み 》

- 「行政改革大綱」に基づく改善・改革の推進

第四次吉見町行政改革大綱

Ⅱ 基本方針

第四次吉見町行政改革大綱の基本方針を次の３つの項目とし、引き続き積極的に行政改革を進めます。

１ 町民との協働・行政サービスの向上

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるとともに、町民がより満足する行政サービスの向上に努めます。

２ 効率的な行政運営の推進

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、最小の経費で最大の効果をあげるため、人材や財源など限りある資源を有効に活用するとともに事務事業の積極的な見直しを行い、簡素で効率的な行政運営を推進します。

３ 健全な財政基盤の確立

中長期的な視点から自主財源の確保や歳出の見直しを行い、健全な財政運営に努めます。

施策２ 効率的な行政運営の推進

〔 分 析 〕

行政サービスの向上と簡素で効率的な行政運営が求められています。

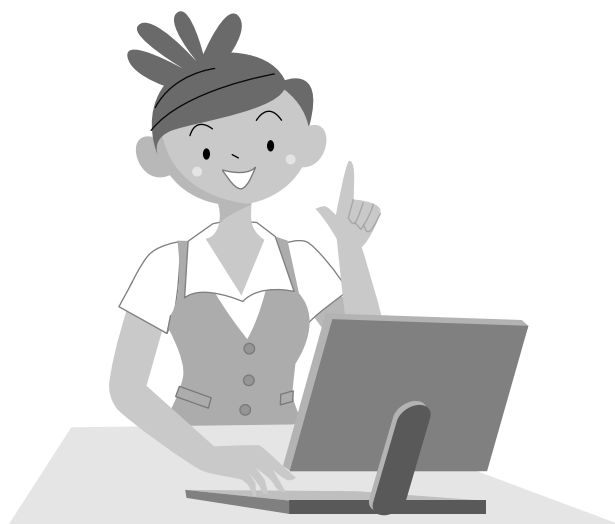
【 施 策 】

継続的に事務事業の見直しを行い、効果的な手法の検討や、効率的なシステムの導入を推進します。

また、地方分権に対応した自主性・自立性を高める行政運営に努めます。

《 主な取り組み 》

- 民間活力の導入の研究・検討
- 行政手続きのオンライン化



施策3 効率的な組織・人事管理

〔分析〕

行政需要が多様化しているため、職員個々の能力の向上と機動性のある組織づくりが求められています。

【施策】

時代に即した柔軟な組織づくりに努めるとともに、職員の意欲と資質の向上を図り、適正な定員管理を進めます。

また、職員が健康で安心して働くことができるよう環境を整えます。

《主な取り組み》

- 「人材育成基本方針」の推進
- 定員管理の適正化
- 人事評価制度の実施



施策4 安定した財政基盤の確立

〔分析〕

厳しい財政状況のなかで自立したまちづくりを進めていくため、財源の確保が必要となっています。

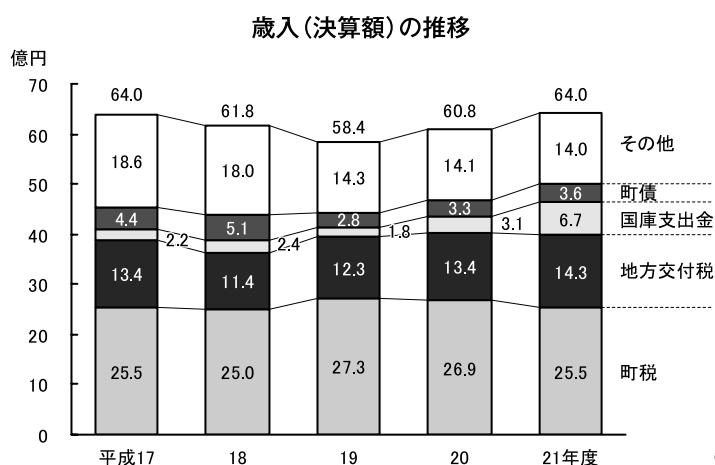
【施策】

受益者負担の適正化や経常経費などの見直しを図り、財源の確保に努めます。

また、納税意識の醸成を図るとともに、納税しやすい環境を整備し、収納率の向上に努めます。

《主な取り組み》

- 受益者負担の適正化
- 納税環境の整備
- 滞納整理の強化



施策5 計画的な財政運営の推進

〔分析〕

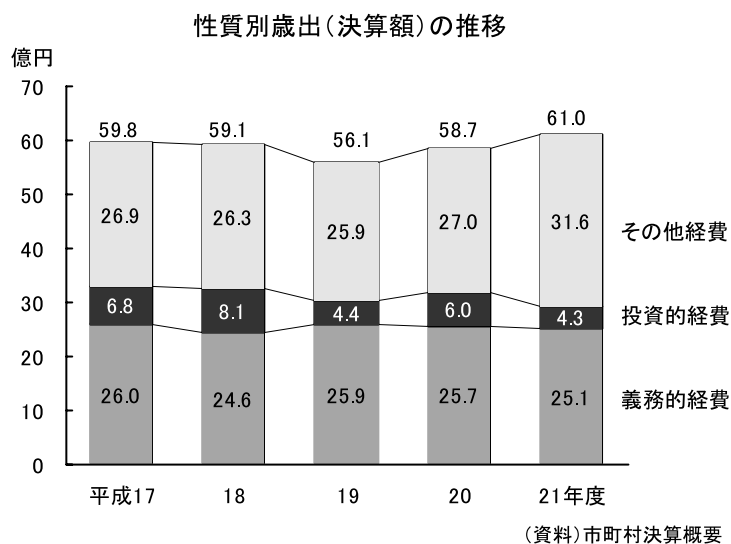
社会状況の変化を的確にとらえ、中長期的な視野に立った予算編成が必要となっています。

【施策】

財政状況を公表するとともに、事業の優先順位や緊急性などを考慮し、財源の重点化を図り、計画的な財政運営を進めます。

《主な取り組み》

- 「財政健全化計画」の推進
- 財政指針の策定



第4節 広域行政と広域連携

現況と課題

交通や情報網の整備が進み、町民の生活や経済活動が広域化しており、従来に増して広い視野に立ったまちづくりが必要となっています。

まちの個性を発揮して、お互いに交流・連携を促進し、相互補完しながら活力のある自立したまちとして、発展していくことが求められています。さまざまな分野において、役割を明確にした交流・連携を積極的に進めていく必要があります。

広域行政については、比企広域市町村圏組合*による施策を推進するとともに、埼玉中部環境保全組合*、北本地区衛生組合*などの一部事務組合を設け、共同処理を行っています。

一方、人口の流失を抑制し、定住が図られるよう、近隣市町が相互に役割分担して、生活機能を確認しようとする定住自立圏構想への取り組みが各地で行われています。町民の生活が向上するために広域連携を強めていく必要があります。

めざす姿

町民の生活が充実し、まちの発展や課題解決に向け、さまざまな分野において交流・連携が活発になっています。

*比企広域市町村圏組合：吉見町をはじめ、比企地域の東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町、東秩父村の8市町村が共同して、広域的に安全で暮らしやすいまちづくりを進めることを目的に組織された市町村圏組合。

*埼玉中部環境保全組合：吉見町、鴻巣市、北本市の2市1町により構成され、可燃ごみと粗大ごみの処理を行うごみ処理施設である埼玉中部環境センターの管理及び運営を行う組合。

*北本地区衛生組合：吉見町、鴻巣市、北本市、久喜市の3市1町の構成で、し尿処理を共同処理する一部事務組合。

施策1 広域行政の充実

〔 分 析 〕

行政に対する要望は、多様化し大幅に増加しています。これらを効率的に処理することが必要です。

【 施 策 】

共通の行政課題に対して、周辺市町村と連携を図るとともに、国・県との役割分担を明確にし、広域的な行政運営に努めます。

《 主な取り組み 》

- 比企広域市町村圏組合との連携
- 一部事務組合による共同処理の充実
- 近隣市町村との連携の促進



施策2 広域連携による生活の充実

〔分析〕

交通や情報基盤の整備が進み、町民の生活や経済活動の範囲は、広域化しています。

【施策】

まちが個性を発揮して、近隣市町と交流・連携を図り、相互に補完しながら活力あるまちづくりを進めていきます。

《主な取り組み》

- 生活圏域内の情報共有
- 生活圏域の交流促進



資料編

1 吉見町総合振興計画審議会条例

昭和45年12月25日
条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、吉見町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、吉見町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の議会議員
- (2) 町教育委員会委員
- (3) 町農業委員会委員
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による町民

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって、これを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合振興計画の推進を総括する課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年7月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月7日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月9日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 吉見町総合振興計画審議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
内 野 正 美	町の議会議員	
萩 野 勇	〃	
安孫子 和 子	〃	
宮 崎 善 雄	〃	
小 川 征 夫	町教育委員会の委員	
櫻 庭 俊 昭	〃	副会長
小野澤 博 司	町の農業委員会の委員	
神 田 新一郎	〃	
船 橋 太 一	〃	
小岩井 美恵子	〃	
三 村 喜 宏	識見を有する者	
野 口 信 夫	〃	
大曾根 一 恵	〃	会 長
内 山 志津子	〃	
小野川 俱 子	〃	
高 橋 良 則	〃	
矢 場 光 夫	〃	
金 井 久	〃	
松 本 章	公募による町民	
坂 本 朱 美	〃	

3 第五次吉見町総合振興計画策定経過

平成21年

- 8月25日 第五次吉見町総合振興計画策定方針町長決裁
- 12月9日 第1回プロジェクト会議
 - ・総合振興計画策定方針について
 - ・住民意識調査「まちづくりアンケート」について

平成22年

- 1月4日 第1回庁議
 - ・総合振興計画策定方針について
 - ・住民意識調査「まちづくりアンケート」について
- 1月15日 第1回総合振興計画審議会
 - ・総合振興計画策定方針について
 - ・住民意識調査「まちづくりアンケート」について
- 1月25日～ 住民意識調査「まちづくりアンケート」実施
- 2月15日 ・調査対象：町民1,000人、回答総数629人
- 2月5日～ 第四次総合振興計画実績評価調査実施
- 3月25日
- 4月28日 第2回プロジェクト会議
 - ・基礎調査報告について
 - ・住民意識調査「まちづくりアンケート」調査結果について
 - ・部会編成について
 - ・まちづくり町民懇談会、町民団体ヒアリングについて
- 4月30日 第2回庁議
 - ・基礎調査報告について
 - ・住民意識調査「まちづくりアンケート」調査結果について
 - ・まちづくり町民懇談会、町民団体ヒアリングについて
- 5月7日 第2回総合振興計画審議会
 - ・基礎調査報告について
 - ・住民意識調査「まちづくりアンケート」調査結果について
 - ・部会の設置について
 - ・まちづくり町民懇談会、町民団体ヒアリングについて
- 6月14日 第3回プロジェクト会議
 - ・まちづくり町民懇談会について
- 6月16日 町長ヒアリング

- 6月22日～ まちづくり町民懇談会実施 全5回
7月1日
- 7月16日 第4回プロジェクト会議
・町民懇談会の報告について
・町民団体ヒアリングについて
- 7月28日～ 町民団体ヒアリング実施 全15回（57団体）
7月29日
- 8月2日 第3回庁議
・町民懇談会の報告について
・町民団体ヒアリングの報告について
- 8月4日～ 各課ヒアリング実施 全12回
8月11日
- 8月20日 第5回プロジェクト会議
・計画素案の検討
計画の構成、基本理念、将来像、まちづくりの目標
将来人口、土地利用構想
- 9月29日 第6回プロジェクト会議
・将来像、土地利用構想について
・基本構想について
- 10月29日 第7回プロジェクト会議
・はじめに、基本構想について
・基本計画の策定について
- 11月1日 第4回庁議
・はじめに、基本構想について
- 11月19日 第3回総合振興計画審議会
・町民懇談会の報告について
・町民団体ヒアリングの報告について
・基本構想策定経過報告について
- 12月3日 議会（全員協議会）へ説明
・基本構想策定経過について
- 12月15日 パブリック・コメントの実施（平成23年1月14日まで）
12月24日 第8回プロジェクト会議
・基本計画の策定について
・基本計画の策定に係る作業について
- 12月24日～ 計画策定支援電子会議
1月7日 ・基本計画に係る職員による確認作業

平成23年

- 1月6日 第9回プロジェクト会議
 - ・基本計画について
- 1月14日～ 計画策定支援電子会議
- 1月17日 ・基本計画に係るプロジェクトによる確認作業
- 1月18日 第5回庁議
 - ・基本構想について
 - ・基本計画について
- 1月28日 第4回総合振興計画審議会
 - ・第五次吉見町総合振興計画（案）について（諮問）
 - ・基本構想の審議
- 2月3日 第5回総合振興計画審議会
 - ・部会審議について
 - ・基本計画の審議（3部会審議）
- 2月9日 第6回総合振興計画審議会
 - ・基本計画の審議（2部会審議）
 - ・審議報告
 - ・審議のまとめについて
- 2月15日 総合振興計画審議会議長より町長へ答申
 - ・第五次吉見町総合振興計画（案）について（答申）
- 3月2日 議会（全員協議会）へ説明
 - ・基本構想について
- 3月3日 第五次吉見町総合振興計画の基本構想を定めることについて（議会可決）
- 3月10日 第五次吉見町総合振興計画（町長決裁）

4 審議会諮問・答申

吉発第3401号
平成23年1月28日

吉見町総合振興計画審議会
会長 大曾根一恵様

吉見町長 新井保美

第五次吉見町総合振興計画（案）について（諮問）

このことについて、吉見町総合振興計画審議会条例（昭和45年吉見村条例第24号）第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1. 基本構想 別紙のとおり
2. 前期基本計画 別紙のとおり

平成23年 2 月15日

吉見町長 新 井 保 美 様

吉見町総合振興計画審議会
会 長 大 曾 根 一 恵

第五次吉見町総合振興計画（案）について（答申）

平成23年 1 月28日付け吉発第 3 4 0 1 号で諮問のあった第五次吉見町総合振興計画（案）について、当審議会は慎重に審議を行った結果、原案を妥当と認め、下記の意見を付してここに答申いたします。

記

1. 本計画に示された政策実現のための施策の実施にあたっては、町民に広くその趣旨と内容を周知して、十分な理解と協力を得て行うよう努めること。
2. 本計画を実施し将来像を実現するためには、全庁の意思を統一し、役割と責任を明確にするとともに、関係機関と連携し積極的に取り組まれない。
3. 本計画において、「ゆうゆう世代」「町民ひとり、一 学習、一 スポーツ、一 ボランティア」など吉見発信の新たな表現が、すべての町民に理解され、取り組まれるよう積極的に活用されたい。
4. 基本構想に掲げられた土地利用と将来人口については、激動の社会経済状況下においても積極的なものであるが、町民が希望を持てるよう全ての政策を推進し、目標達成のため鋭意努力されたい。
5. まちの拠点となった道の駅については、多岐にわたる可能性を秘めており、積極的に調査・研究し整備を進めるとともに、新市街地との連携についても検討し取り組まれたい。
6. 既存の施設や新たに設置される施設の目的を十分認識し、さらなる有効活用を図り、町民相互が支えあえる地域社会を目指し、定住化増進にも寄与する福祉施策の展開に努められたい。
7. 町の発展は、人々の力によるものであることに留意し、これまで醸成されてきた学校・家庭・地域の連携を強化し、教育力の向上を推進されたい。
8. 本計画の策定にあたり聴き得た、町民の声や審議会委員の意見については、十分尊重されたい。

5 庁議名簿

	氏 名	職 名
1	新 井 保 美	町 長
2	市 川 近 雄	副 町 長
3	久保田 幸 夫	教 育 長
4	西 村 房 男	参事兼総務課長
5	齊 藤 信 一	政策財政課長
6	江 中 安 秋	会計管理者
7	原 島 宏	税務会計課長
8	福 田 保	福祉町民課長
9	根 岸 正 己	健康推進課長
10	大 野 猛	子育て支援課長
11	小久保 昇	農政環境課長兼農業委員会事務局長
12	清 水 和 明	まち整備課長
13	木 村 倉 治	水生活課長
14	栗 林 一 之	議会事務局長
15	三 村 秀 男	教育総務課長
16	福 田 実	生涯学習課長
17	岩 下 勤	農政環境課主幹

6 第五次吉見町総合振興計画・前期基本計画素案策定プロジェクト・チーム名簿

	氏 名	職 名	所 属	備 考
1	西 村 房 男	参事兼課長	総 務 課	リーダー
2	福 田 保	課 長	福祉町民課	サブリーダー
3	中 島 浩 規	課長補佐	水 生 活 課	サブリーダー
4	新 井 浩	課長補佐	教育総務課	
5	稲 生 美佐江	課長補佐	生涯学習課	
6	関 口 大 介	課長補佐	税 務 会 計 課	
7	金 子 啓 之	係 長	政策財政課	
8	安孫子 敦 子	係 長	健康推進課	
9	小久保 栄	係 長	まち整備課	
10	関 口 哲 也	係 長	生涯学習課	
11	横 田 喜 和	主 査	福祉町民課	
12	大久保 栄 樹	主 査	子育て支援課	
13	笛 木 学	主 任	農政環境課	
14	内 山 鉄 也	主 事	総 務 課	
15	内 野 毅	主 事	農政環境課	

第五次吉見町総合振興計画

発 行 吉見町

企 画 政策財政課

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

TEL 0493-54-1511(代)

FAX 0493-54-4200

URL <http://www.town.yoshimi.saitama.jp/>

発行年月 平成23年 3 月



吉見町
Yoshimi